

第5章

被災者支援 活動

第5章 被災者支援活動

1 生活衛生に関する支援

(1) 断水地域への給水

① 応急給水の実施

ア 給水拠点での給水

今回の災害では、前述のとおり広島県送水施設(6号トンネル)への土砂流入により、太田川からの送水が停止し、また、土石流による柳迫第1ポンプ所の全壊をはじめ、市内各所で配水管等が損壊したことにより広域的な断水が発生し、最大時には約7万8千世帯に影響が及んだ。

7月7日(土)の正午から市域の広範囲(天応・吉浦・宮原・警固屋・倉橋・音戸・阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区の全部、蒲刈・中央地区の一部)で断水するため、応急給水拠点を設置して給水を実施することとし、同日4時に開催した市災害対策本部会議において、上下水道局から市長事務部局に対し、給水応援要請を行った。

給水拠点での給水は、道路等の寸断による影響もあって設置当初は40か所の開設に留まったことに加え、交通渋滞や給水車のタンク容量の不足による補水作業等の影響もあり、給水拠点では長蛇の列ができ、猛暑の中、4～5時間待ちとなった拠点もあった。

その後、自衛隊、国土交通省、海上保安庁、日本水道協会及び民間企業からの応援を得て応急給水を行い、同月13日(金)には最大で60か所の給水拠点を設置した。

被災した施設の復旧に伴って断水影響範囲は段階的に縮小していったが、ポンプ所が全壊した川尻地区では断水が長期間に及んだため、臨時給水所の増設や巡回車による給水など、小まめな給水を実施した。なお、8月1日(水)22時から仮設ポンプによる川尻地区への給水が開始され、翌2日(木)13時をもって給水拠点での給水を終了した。

表 7月13日(設置拠点数最大時)の給水拠点

地区	拠点	備考	地区	拠点	備考
天応地区	ポートピアパーク正面ゲート前 天応市民センター	終日設置	仁方地区	仁方神町自治会館 仁方中学校 小須磨公園	
吉浦地区	川崎商店 吉浦小学校 JR吉浦駅前(藤和ハイタウン吉浦) 瀬戸見第2公園		川尻地区	小仁方文化会館 旧原山会館 川尻中学校グラウンド前 かわじり中央会館 小用文化会館	
中央地区	両城中学校 片山中学校 明立小学校 長迫小学校 和庄小学校 東畑中学校 旧辰川小学校		安浦地区	安浦市民センター	
宮原地区	宮原中学校		音戸地区	音戸市民センター 旧奥内小学校 旧田原小学校	
警固屋地区	警固屋まちづくりセンター 警固屋中学校		倉橋地区	旧JA呉重生店付近 藤三宇和木店 旧倉橋市民センター 尾立生活改善センター 明德小学校 須川老人集会所 倉橋東センター	
阿賀地区	原小学校 阿賀中央公園 阿賀小学校 県営阿賀住宅前(旧延崎小学校入口) 旧大入小学校 呉市消防団大冠分団(阿賀南9丁目)		下蒲刈地区	下蒲刈まちづくりセンター(大津会館) 下蒲刈市民センター	
広地区	横路小学校 広市民センター 広公園(オークアリーナ) 三坂地小学校 石内公園 広小学校 塩焼第一公園 広津久茂町7番付近(黄幡弾薬庫前) 広南中学校 旧小坪小学校	終日設置	蒲刈地区	蒲刈警察官駐在所前	
			臨時給水所	呉市役所中央公園内 ディスカウントドラッグコスモス安浦店 大浦崎スポーツセンター(音戸地区) ドラッグストアセガミ坪ノ内 呉港阿賀マリノポリス地区岸壁 蒲刈港丸谷3号棧橋(下蒲刈島)	9:00～21:00 9:00～21:00 7:00～21:00 7:00～21:00 10:00～ 10:00～

※ 開設時間: 7月13日(金) 9:00～21:00

表 給水拠点等での応急給水の状況と給水拠点数の推移

月日	応急給水拠点等の内容	給水拠点数
7/7(土)	4時 市災害対策本部会議(市長事務部局への給水応援要請) 12時 応急給水拠点設置	40か所
9(月)	13時30分 中央公園臨時給水拠点開設	42か所
11(水)	中央公園内耐震性貯水槽から市民給水を開始 自衛隊が担当する給水拠点のうち、次の3拠点については終日開設に変更 〔広公園(オークアリーナ)、呉ポートピアパーク、安浦市民センター〕	50か所
13(金)	宮原浄水場への通水開始、水道管への充水作業開始 吉浦地区の給水拠点終了	60か所 (最大)
14(土)	宮原浄水場給水開始	57か所
16(月)	中央地区、宮原地区、広地区、仁方地区、蒲刈地区の給水拠点終了	44か所
17(火)	警固屋地区、阿賀地区、下蒲刈地区の給水拠点終了	30か所
18(水)	川尻地区に臨時給水所(6か所)を設置し、同地区の拠点を12か所に増設 音戸地区、倉橋地区の給水拠点終了	29か所
19(木)	川尻地区で巡回車による給水を開始	14か所
20(金)	安浦地区の給水拠点終了	15か所
21(土)	川尻地区に臨時給水所(11か所)を設置し、同地区の拠点を17か所に増設	17か所
24(火)	川尻地区における受水槽設置の住宅に給水開始	17か所
29(日)	台風第12号の接近により拠点給水を中止	-
8/1(水)	22時 川尻地区への給水開始	17か所
2(木)	13時 給水拠点の設置終了	17か所



猛暑の中での応急給水(吉浦駅南側・7/12撮影)



自衛隊による応急給水(横路小学校・7/13撮影)



夜間の応急給水作業(広公園・7/10撮影)



臨時給水所での応急給水(川尻栈橋・7/28撮影)

イ 市の応急給水体制

7月7日(土)4時、上下水道局は、応急給水に係る緊急初動体制要員44人に対して参集を指示するとともに、同日の正午から設置する応急給水拠点での給水に当たり、広範囲な断水に対応するには人員が不足することから、市長事務部局に対し応援職員40人の派遣を要請した。

給水拠点における人員体制は、上下水道局の職員と市長事務部局の応援職員との混成チームにより各拠点を担当し、毎日、午前と午後に人員を交代しながら給水活動に従事した。

同月7日(土)正午から8月2日(木)までの給水拠点設置期間(台風第12号の接近に伴い中止した7月29日(日)を除く26日間)において、延べ2,433人(午前・午後交代延べ人数)の職員が応急給水に従事しており、このうち市長事務部局(対口支援団体である静岡県からの応援職員を含む。)からは1,271人が従事した。なお、時間の経過とともに、段階的な断水解消に伴って給水拠点も縮小したが、給水拠点設置期間中における日平均の従事職員数は、約47人日(うち市長事務部局職員25人日)であった。

また、広範囲な給水拠点に対応する上で、車両が不足するため、市の公用車を管理する会計課において運搬給水のため車両の優先利用を図ったほか、上下水道局がレンタカーを活用することで対応した。なお、給水拠点設置期間中に、市及び上下水道局が運搬給水で使用した車両の延べ台数は663台に上った。



給水拠点で業務を行う応援職員

表 応急給水従事職員数の推移

月日	上下水	市応援	計
7/7(土)	63	79	142
8(日)	85	71	156
9(月)	73	78	151
10(火)	64	78	142
11(水)	50	78	128
12(木)	41	78	119
13(金)	60	78	138
14(土)	56	78	134
15(日)	48	78	126
16(月)	32	60	92
17(火)	30	40	70
18(水)	18	36	54
19(木)	27	36	63
20(金)	26	36	62
21(土)	46	31	77
22(日)	37	31	68
23(月)	48	30	78
24(火)	44	30	74
25(水)	50	30	80
26(木)	43	31	74
27(金)	40	33	73
28(土)	41	32	73
30(月)	42	32	74
31(火)	37	31	68
8/1(水)	38	32	70
2(木)	23	24	47
計	1,162	1,271	2,433
単純平均	44.7	48.9	93.6
人日平均	22.3	24.4	46.8

(注)7月29日は台風接近のため中止

表 応急給水に係る従事職員の交代シフト

区分	〔午前班〕 9時～15時	〔午後班〕 15時～21時
	8時	集合・ミーティング
9時	給水拠点到着	
14時	応急給水対応	集合・ミーティング
15時	活動終了・引継ぎ	給水拠点到着
16時	送迎車で帰着	応急給水対応
21時		活動終了
22時		補水・ガソリン給油 帰着、引継ぎ事項報告

表 応急給水に係る車両の内訳(7/13時点)

区分	上下水道局		市公用車	計
	局車両	レンタカー		
2トン車		4台	1台	5台
乗用車			3台	3台
小型車			1台	1台
軽バン	12台	6台	27台	45台
計	12台	10台	32台	54台

(注)各表における「市」とは市長事務部局を示す。

ウ 関係機関による応急給水

今回の災害では、市内の広範囲で甚大な被害が発生する中で、広域的な断水に対応する必要があったため、自衛隊、国土交通省、海上保安庁、日本水道協会及び民間企業からの応援を得て、給水拠点での応急給水や運搬給水を実施した。

なお、断水解消までの間に活動した関係機関の給水車両台数は、延べ534台(海上自衛隊、国土交通省及び海上保安庁が実施した船舶による給水分を除く。)で、前述の市及び上下水道局分と合わせると延べ1,197台となった。

表 関係機関による給水支援の状況

海上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・係船堀地区(昭和埠頭)、呉基地において給水支援(7/8(日)～20(金)) ・倉橋地区等へのポリタンクによる給水支援(7/8(日)～9(月)) ・陸上自衛隊との共同で海上輸送により下蒲刈病院への給水支援(7/11(水))
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・市内延べ182か所において給水支援(7/11(水)～8/2(木)) 特に、7/16(月)までは、主に救急医療や入院、透析を伴う医療機関への給水を実施
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・広多賀谷及び阿賀マリノ岸壁において、海洋環境整備船「おんど2000」、「がんだりゅう」による給水支援(7/11(水)～15(日)) ・下蒲刈丸谷3号栈橋において港湾業務艇「おおつ」による給水支援(7/12(木)～16(月))
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ・川原石西ふ頭において、巡視船「くろせ」による給水支援(7/12(木))
日本水道協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各所において給水を実施(7/10(火)～8/2(木)) 全28事業体、給水車延べ台数 286台
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・第一環境株式会社(水道メータの検針・収納等業務の包括受託者)による給水支援(7/11(水)～8/2(木))など

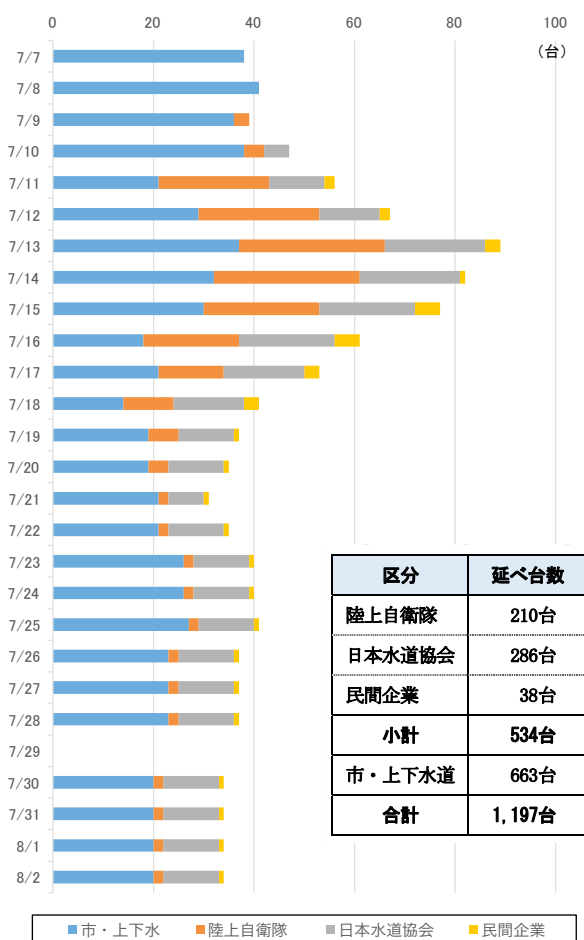


図 関係機関による給水車両台数の推移



応急給水開始前に行う毎朝のミーティング



市役所前駐車場で待機する応援給水車両



海上自衛隊による船舶による給水支援(川尻地区)



玉名市による阿賀中央公園での応急給水



日向市による自衛隊給水車への補水作業

エ 地域での給水支援活動

断水期間中においては、市や関係機関による給水支援だけでなく、住民や地縁団体、企業等の協力による様々な給水支援活動が展開された。

地域によっては、自主的に大型タンクを用意した小口給水や、地元の中高生が高齢者等の居宅まで水を運搬するなどの活動のほか、井戸を所有する個人が近隣住民等へ井戸水を融通するなどの取組が見られた。

また、地元の企業や団体等においても、社用車を使った運搬給水、備蓄飲料水等の提供、飲用可能な地下水の開放などといった様々な「共助」の取組が展開された。

コラム
～豪雨災害を通して～

地域住民が一体となった給水活動

川尻地区自治会連合会 会長 橋本 民夫



平成30年7月豪雨の発生直後から、川尻地区では約1か月間断水となり、その間に呉市では給水箇所を設置して給水活動が行われました。

また、自治会では呉市から配布された水(ペットボトル)を各家庭に配り、私は、給水箇所に行くことができない高齢者等のために、断水直後から、近隣の安登小学校まで自家用車で何度も往復して、確保した水を各家庭に配布しました。

当時は、とにかく無我夢中でしたが、高齢者等の皆さんからの「ありがとう」の言葉を励みにして、飲料水を配りました。

時間の経過とともに、生活用水が必要となっていき、井戸所有者が近隣の人に井戸水を分配するなど、地域住民の共助の精神により助け合えたことで、長かった断水を乗り越えることができた実感しています。

この災害の経験を教訓として、これからも自主防災組織が中心となって、地域住民や関係団体等と連携し、安全・安心なまちづくりを推進していきたいと思っています。

オ 応急給水等に関する広報

今回の災害に伴う断水は、最大時に約7万8千世帯に影響が及ぶなど、広範で大規模なものであった。

飲料水の供給は、市民生活にとって不可欠であり、断水になった場合には、非常に関心が高い「断水区域」、「給水拠点(時間・場所)」、「復旧(断水解除)の見込み」といった情報を分かりやすくタイムリーに伝達する必要があった。

このため、防災行政無線や市ホームページのほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通して、給水拠点の開設情報や断水の範囲、通水時の水の利用の注意点といった各種情報について、状況に応じた広報活動を実施した。しかし、防災行政無線による広報は、聞き取りにくいとの苦情や、供給する水系が異なるため、場所によっては隣接する地域であっても断水・通水エリアに分かれるなど、一部で市民の混乱を招いた状況もあり、より分かりやすく情報を伝達する上で課題が残った。

なお、復旧の見込み等の情報は、刻々と状況が変化するため、市ホームページ等に随時情報を掲載するとともに、ソーシャルネットワークサービス(SNS)を積極的に活用するなど、広く情報発信を行った。



呉氏(くれし)公式ツイッターを活用した情報発信

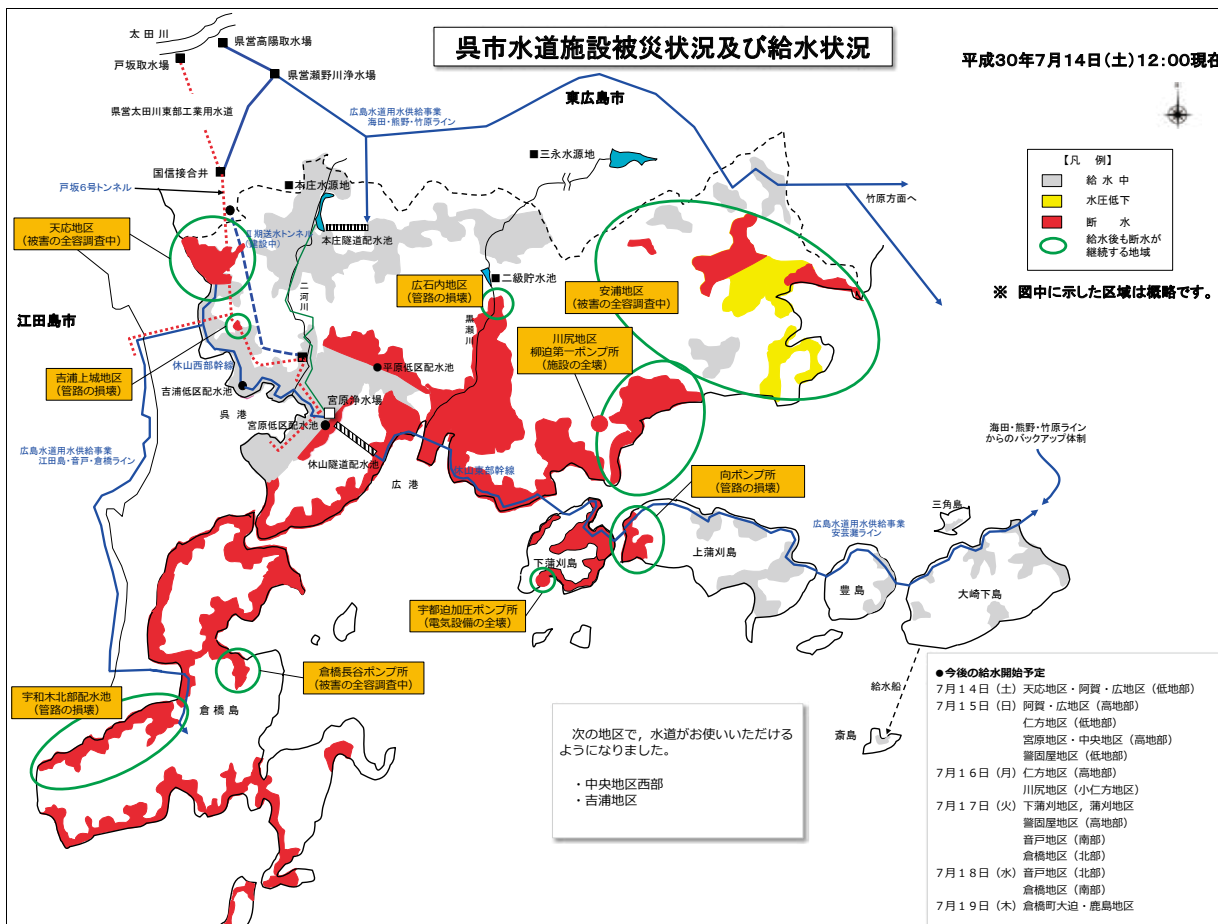


図 市ホームページでの情報提供(7/14公表資料)

② 医療機関等への給水支援

今回の豪雨災害に伴う広域断水の発生は、市民生活のみならず、病院や診療所等の医療機関、高齢者等が入所・通所する社会福祉施設等の運営に大きな影響を与えた。

各医療機関に対しては、日平均使用水量、貯水槽の容量及び残量について、電話連絡による状況把握とともに、有床診療所や入所型の社会福祉施設(介護老人保健施設、障害者支援施設、児童福祉施設等)に対して、入浴から清拭への切替え、使い捨て容器の使用など、可能な限りの節水対応を要請した。

これら医療機関等からの給水要望を市災害対策本部へ伝え、救急医療や入院・透析を伴う医療機関に対する水の確保を最優先として供給計画及び供給ルートの調整が行われ、自衛隊等による給水活動が実施された。

その後、有床診療所や社会福祉施設への給水に向け、給水車両の増派要請を行い、7月11日(水)からは陸上自衛隊による入所型の社会福祉施設への給水が開始された。

同月13日(金)以降は、日本水道協会中部地方支部^{*1}の応援により給水活動が本格化し、翌14日(土)には各施設からの要請に応じた給水が可能となった。

被災した水道施設の復旧による断水範囲の段階的解消に伴い、陸上自衛隊による給水活動は同月17日(火)をもって終了(医療機関については16日(月)に終了)したが、断水の長期化が見込まれる川尻地区に所在する診療所や社会福祉施設等については、引き続き日本水道協会による給水活動のほか、福祉保健部職員による小口給水^{*2}により対応し、8月2日(木)の断水解消まで給水支援を継続した。

表 給水支援を実施した医療機関等の内訳

施設区分	施設数	(透析)	(川尻)
医療機関	28	(4)	(7)
病院	13	(1)	-
有床診療所	8	(2)	(1)
診療所	7	(1)	(6)
社会福祉施設	26	-	(9)
特別養護老人ホーム	9	-	(1)
介護老人保健施設	6	-	-
障害者福祉施設	2	-	-
児童福祉施設	4	-	(3)
その他の施設	5	-	(5)
合計	54	(4)	(16)

^{*}(透析)は、透析を行う機関を内数で示している。
^{*}(川尻)は、断水が長期化した川尻地区に所在する施設を内数で示している。
^{*}その他の施設には、グループホームやデイサービスセンターなどを含む。

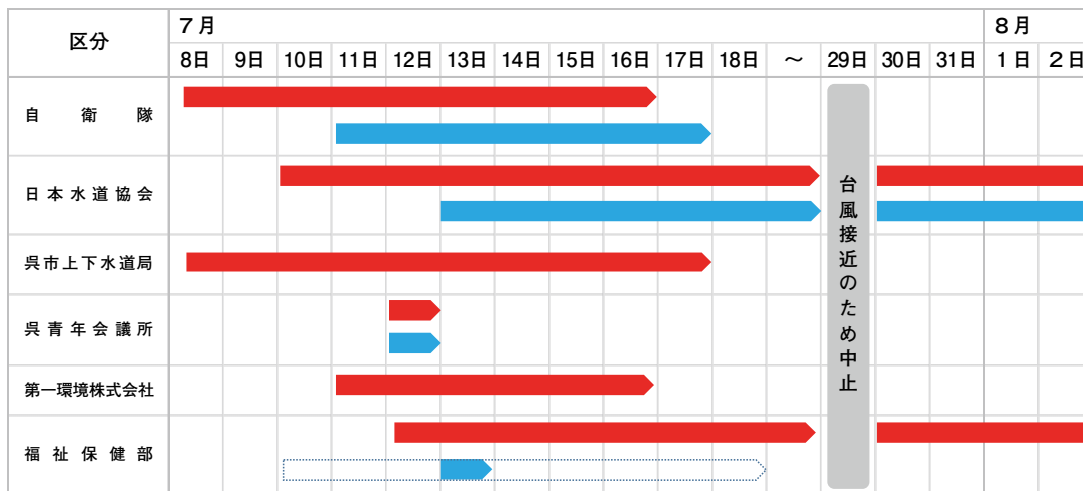


図 医療機関等への給水支援の状況

こうした医療機関等への給水に当たっては、断水情報の発表以降、本市だけでなく、広島県や呉市医師会も同様に各医療機関へ状況把握の問合せを行っており、情報の輻輳により重複した内容が伝わって現場の医療機関が混乱する場面があった。

また、実際の給水活動では、施設によっては大型の給水車両が進入できない、貯水槽の近くに停車できない、あるいは貯水槽の配置場所が高くホースが届かないといった状況が見受けられるなど、この度の給水活動の経験から、今後の教訓として改善すべき課題を把握することができた。

今回の給水支援は、交通網が一時的に途絶した中での対応を迫られ、多くの困難を伴ったが、医療機関においても、予定手術の延期、機器洗浄の抑制、空調の使用制限などといった節水への協力もあり、時間の経過とともに各施設が必要とする水量を供給することができた。

なお、給水対応の遅れによる患者・入所者の死亡、重症化等については報告されていない。

※1 日本水道協会中部地方支部による給水支援

日本水道協会中部地方支部の6事業者(愛知県名古屋市、同豊橋市、三重県伊賀市、同松阪市、福井県福井市、同敦賀市)による医療機関等への給水支援。幅員が狭く陸上自衛隊の給水車(5トン車)では進入できないルートなどの対応のほか、川尻地区の断水解消まで診療所等への給水活動を行った。

※2 福祉保健部職員による小口給水

自動車の荷台に給水タンク(1トン)を積載して断水地域にある有床診療所などを巡回し、ポリタンクによる給水活動を実施した。



松阪市水道局による高齢者福祉施設「たちばな苑」での給水活動(7/24撮影)

透析患者への対応

透析は、腎不全患者の生命維持に必須であり、1日おきの実施が必要であるため、前述のように透析を行う医療機関を優先的に給水したが、今回の災害のような断水発生と道路の被災という状況は、透析を必要とする通院患者にとって、大変深刻な問題となった。

このため、透析を必要とする患者の移送については、海上保安庁や市消防局の救急艇等の船舶による輸送のほか、地元消防団の協力により医療機関への搬送を行った。

また、透析患者への対応として、中央内科クリニック(広地区)においては、発災直後から交通が途絶した川尻・安浦地区や安芸灘島嶼部を含む市東部地域からの通院患者が多く、安芸灘地区の患者(18人)について、当該クリニックが調達したプライベート船を使った移送(7月8日(日))、さらには広島市内の医療機関への患者受入(35人)のための再移送(同月10日(火))が行われた。

このように道路等が被災した中での断水という厳しい状況にも関わらず、各医療機関の懸命な対応により患者への透析が実施された。



海上保安庁による透析患者の搬送(7/9)

③ 洗濯支援サービスの実施(川尻地区)

断水が長期化した川尻地区住民の生活支援のため、川尻地区の2か所において無料で利用できる洗濯支援サービスを実施した。

実施場所	洗濯機	提供期間	利用時間等	備考
川尻中学校	全自動8台	7/26(木)～8/3(金)	9:00～17:00(土日祝日可)	新規設置
東部中継センター	全自動2台	7/26(木)～8/3(金)	9:30～15:30(平日のみ)	既存洗濯機の利用

このうち川尻中学校で実施した洗濯支援サービスは、日本赤十字社による全自動洗濯機4台の寄贈及び給水タンク(5トン×2基)の貸付け、国(経済産業省)のプッシュ型支援による全自動洗濯機4台の提供、株式会社ディスコの給水車による給水支援の協力により実施された。

なお、設置場所の検討や協力機関との事前調整は、市災害対策本部内に設置された地域特別対策チーム(川尻)が担当し、サービス実施に係る予約受付や現地での運用等は、福祉保健部生活支援課が行った。

表 川尻中学校での洗濯支援サービス

7/21(土)	日本赤十字社と設置場所候補地の現地確認(給水タンクによる洗濯機の設置を検討)
7/22(日)	日本赤十字社に洗濯機4台の設置要望
7/24(火)	日本赤十字社による洗濯機4台の設置作業開始
7/25(水)	株式会社ディスコによる給水開始(試運転実施) サービス実施について市災害対策本部会議で報告(市ホームページ掲載、防災行政無線による放送)
7/26(木)	8時30分から電話による予約受付を開始 経済産業省提供分洗濯機4台の設置完了 13時～洗濯支援サービスの提供開始 以降、職員2人体制により現地で支援
7/28(土)	} 台風接近の影響を考慮し、サービスを中止
7/29(日)	
8/2(木)	水道施設の仮復旧により川尻地区に通水
8/3(金)	断水の解消に伴い洗濯支援サービスを終了 提供日数7日 利用件数延べ131件(稼働率24.8%)



日本赤十字社による洗濯機設置作業



株式会社ディスコによる給水作業

川尻地区にお住まいの皆様へ(お知らせ)

川尻地区における洗濯支援サービスについて

断水の続く川尻地区において、皆様のご不便を少しでも解消していただくために、洗濯支援サービス(無料)を行います。

- 場所 ①呉市立川尻中学校(川尻町西1丁目23-47:駐車場有り)
②東部中継センター(川尻町水落1018-18:駐車場有り)
- 期間 7月26日(木)から川尻地区の断水解消まで
- 設置台数 ①呉市立川尻中学校8台(容量7kg4台、8kg4台)
②東部中継センター2台(容量5kg1台、8kg1台)
- 利用時間 ①呉市立川尻中学校 ※土日祝日も利用できます。
午前9時～午後5時(1時間単位)
※7月26日(木)は午後1時から午後5時の利用となります。
②東部中継センター ※平日のみ
平日 午前9時30分～午後3時30分(1時間単位)

★重要★ 利用するためには、電話による事前予約が必要となります。

《予約専用ダイヤル》

① 呉市立川尻中学校 : 090-3220-2442

(受付時間:午前8時30分～午後5時15分)

② 東部中継センター : 090-2465-0047

(受付時間:午前9時30分～午後3時30分)

※お掛け間違いのないようお願いいたします。

【利用にあたってのお願い】

多くの方に利用していただくため、予約・利用に際して制限を設けてさせていただきますので、ご協力を願います。

- 1日のご利用は、1世帯につき1回です。
- 電話予約は当日又は翌日の予約のみとなります。
- 乾燥機能は利用できません。洗濯・脱水機能のみの利用となります。
- 洗濯は持参してください。(柔軟剤、漂白剤、芳香剤などの利用はできません。)
- 予約時間に遅れた場合は、キャンセルさせていただきます。
- 洗濯物の盗難、衣類の損傷などは、利用者の責任で管理してください。
- 洗濯の終了時間には、必ず洗濯物の回収をお願いします。
- 機器の故障等により、事前予約していても利用できない場合があります。

地域住民への広報用チラシ

◁ 川尻中学校での洗濯支援サービス開始日の状況(7/26撮影)

④ 小・中学校等での取組

ア 学校施設内水道施設の開放

断水となっていない区域の小・中学校においては、市民が学校施設内の屋外に設置している蛇口等から、自由に水を利用できるよう開放した。

断水地区に設置された市内各地区の給水ポイントには多くの市民が集まり、待ち時間も長時間となっている状況から、水道施設を開放している小・中学校には、遠方の地区から自家用車でポリタンクを持参して給水を受ける人も多く見られた。

表 学校施設内蛇口を開放した学校

小学校	13校	郷原	和庄	本通	長迫	明立	荘山田
		呉中央	吉浦	昭和西	昭和中央	昭和南	昭和北
		安登					
中学校	8校	郷原	和庄	片山	呉中央	昭和	下蒲刈
		安浦	豊浜				

イ 生活用水の提供(学校等プール水)

断水地区では、飲料水のほか、トイレ等で利用する生活用水も不自由な状況であったため、7月9日(月)から学校プールに貯めていた水についても、市民が利用できるよう開放した。ただし、学校プールの水は、地域の防火用水としての役割も担っていることから、自由に給水できる水量についてはプール容量の約半分までとした。

利用に当たっては、利用者がポリタンク等を持参して、自らが水を汲む方法としたが、プールへ転落する危険性を考慮して、学校職員のほか地元自治会等の協力や安全対策員の配置などにより利用者の安全を確保し、断水の影響がなくなった同月13日(金)まで生活用水の提供を行った。

また、小・中学校と同様に、スポーツ施設のプールにおいても、周辺住民が生活用水のために利用できるよう、8月2日(木)まで施設の開放を実施した。

表 プールを開放した施設と給水終了日

小学校	17校 7/12(木)まで	郷原	横路	坪内	和庄	本通	長迫
		明立	荘山田	呉中央	港町	吉浦	天応
		昭和西	昭和中央	昭和南	昭和北	安登	
中学校	11校 7/13(金)まで	仁方	広南	白岳	広	三坂地	阿賀
		原	警固屋	宮原	波多見	明德	
中学校	1校 7/12(木)まで	仁方					
高等学校	1校 7/13(金)まで	呉					
スポーツ施設	5施設	市営温水プール 7/17(火)まで		川尻温水プール 8/2(木)まで		音戸プール 7/18(水)まで	
		下蒲刈プール 7/16(月)まで		くらはし温水プール 7/18(水)まで			

⑤ 井戸水の無料検査

断水地域の飲料水や生活水の確保に向けた支援として、福祉保健部保健所生活衛生課が窓口となり、個人等が所有し、地域において共助利用する井戸の無料水質検査を実施した。

当該検査は、広島県と一般社団法人広島県環境保健協会(以下「県環境保健協会」という。)が締結している協定^{*1}に基づき、広島県が飲用井戸について検査を推奨している11項目^{*2}の検査を実施した。

発災当初は、本市の試験機関(環境部環境管理課)も断水の影響のため機能することができなかったことから、広島県の調整により、県環境保健協会のみで検査を行い、市の検査体制が整った7月19日(木)以降は、断水の長期化が見込まれた川尻地区を中心に無料検査を実施(8月2日(木)の川尻地区への通水に伴い受付を終了)した。

当該期間中における無料検査の実施件数は、470件(うち県環境保健協会実施分 274件、環境部環境管理課実施分 196件)であった。

^{*1}「災害時の遊休井戸等の共助利用に係る水質検査に関する協定」(平成27年5月28日締結)

^{*2}広島県が飲用井戸として検査を推奨している細菌数、大腸菌、色、濁り、PHなどの水質の簡易検査項目

表 井戸水の無料検査の実施状況

7/8(日)	広島県に対し協定に基づく水質検査を要請 広島県・県環境保健協会による検査日及び検体数の調整
7/10(火)	無料検査受付開始(7/10～7/12) 受付窓口2か所(保健所生活衛生課、東保健センター) 以降、電話による検査結果報告及び衛生指導
7/12(木)	協定に基づく無料検査の受付を一旦中断
7/14(土)	環境部環境管理課の検査体制が整い、7/19(木)からの検査開始を決定
7/18(水)	無料検査の実施について市災害対策本部会議で報告 (市ホームページ掲載、防災行政無線による放送)
7/19(木)	無料検査受付開始(7/19、7/20、7/23～7/25) 受付窓口2か所(保健所生活衛生課、川尻市民センター)
7/23(月)	県環境保健協会による検査実施(7/23～7/24) ※市検査分と合わせ検査能力が倍増(100件/日)
7/26(木)	個別対応に切替え(7/26～8/1)
8/2(木)	川尻地区の通水に伴い無料検査受付を終了 以降、検査結果を封書により順次郵送



市民から検査依頼のあった井戸水の水質検査
(写真提供:県環境保健協会)

表 無料検査結果及び地区別提出件数

(単位:件)

区分		①	②	③	計
検査結果	飲用可	44	115	12	171
	煮沸して飲用可	24	47	1	72
	飲用不可	73	149	5	227
計		141	311	18	470
地域別(提出地域のみ)	中央	40	1		41
	吉浦	12			12
	警固屋	2			2
	阿賀	8			8
	広	45	7		52
	仁方	10			10
	宮原	10			10
	天応	1	17		18
	下蒲刈		1		1
	川尻		273	18	291
	音戸	9			9
	倉橋	3			3
	安浦	1	12		13
再計		141	311	18	470

(凡例)

①…7/10(火)～7/12(木)受付分

②…7/19(木)～7/25(水)受付分

③…7/26(木)～8/1(水)受付分

飲用可…11項目にすべて適合

煮沸して飲用可…一般細菌数のみ不適合

飲用不可…大腸菌の検出、理化学項目のいずれか不適合

⑥ 入浴支援(入浴施設の提供等)

今回の豪雨では、広島県や本市の送水施設が土砂崩れ等により被害を受け、市内の広範囲で発生した断水の影響により市民生活に支障を来す中、市所管施設による入浴支援に加え、自衛隊や国(国土交通省)、民間公衆浴場、デイサービス施設等による入浴支援が行われ、多くの市民やボランティア等が支援を受けた。

ア 本市の入浴支援

本市では、発災後から11月11日(日)までの約4か月間、市が所管する複数の観光施設の入浴施設を開放して無料提供を実施し、市民やボランティアなど約3万5千人が利用した。

また、老人福祉センターみはらし荘では、7月18日(水)から同月31日(火)までの間、入浴施設の無料提供を実施(566人が利用)し、市スポーツ会館においても、高齢や障害等により入浴介助が必要な市民等を対象に同会館内の入浴施設の無料提供(予約制)を実施した。なお、実施に当たっては、民生委員児童委員等を通じて案内を行い、7月13日(金)から市内の断水がおおむね収束した同月18日(水)までの6日間で1人が利用した。

表 観光施設等の入浴施設の利用者数

(単位:人)

区分	広島県立県民の浜			グリーンピアせとうち			くらはし桂浜温泉館			合計		
	大人	小人	小計	大人	小人	小計	大人	小人	小計	大人	小人	合計
7月	4,759	652	5,411	19,691	2,846	22,537	145	3	148	24,595	3,501	28,096
8月	118	27	145	4,845	342	5,187	179	3	182	5,142	372	5,514
9月	26	1	27	996	16	1,012	122		122	1,144	17	1,161
10月	2		2	519	14	533	107		107	628	14	642
11月				66		66	27	1	28	93	1	94
合計	4,905	680	5,585	26,117	3,218	29,335	580	7	587	31,602	3,905	35,507

※広島県立県民の浜及びグリーンピアせとうちは7/11(水)から、くらはし桂浜温泉館は7/18(水)から無料提供を開始し、各施設とも11/11(日)で終了。

イ 自衛隊による入浴支援

陸上自衛隊においては、7月10日(火)から8月5日(日)の間、呉ポートピアパーク内に入浴支援施設を設置し、被災者を含む多くの市民等に開放した。

一方、海上自衛隊においては、護衛艦の艦内浴室の提供や川尻中学校への緊急展開入浴支援セットの設置などによる入浴支援が行われ、多くの市民等が利用した。

表 自衛隊による入浴支援

区分	場所	提供期間	支援内容	利用者数
陸上自衛隊	呉ポートピアパーク	7/10(火)～8/5(日)	入浴支援施設の設置による入浴支援	2,989人
海上自衛隊	呉市昭和町係船堀地区	7/8(日)～20(金)	護衛艦かが・いなづま・さざなみ、輸送艦しもきた、補給艦とわだ、潜水艦救難艦ちはやの艦内浴室を利用した入浴支援	11,872人
	からす小島乗員待機所	7/8(日)～16(月)	からす小島乗員待機所における入浴支援(女性専用)	5,839人
	川尻中学校グラウンド	7/16(月)～8/3(金)	緊急展開型入浴支援セットの設置による入浴支援	3,861人



呉ポートピアパークに特設された入浴支援施設



輸送艦「しもきた」の甲板に特設された浴場
(写真提供:海上自衛隊)



からす小島乗員待機所での呉音楽隊による演奏支援
(写真提供:海上自衛隊)



川尻中学校に特設された浴場
(写真提供:海上自衛隊)

ウ 国土交通省による入浴支援

国土交通省では、中部地方整備局所属の大型浚渫兼油回収船「清龍丸」及び独立行政法人海技教育機構練習船「青雲丸」の船内浴室を利用した入浴支援が行われた。

表 国土交通省による入浴支援

区分	場所	提供期間	支援内容	利用人数
大型浚渫兼油回収船 「清龍丸」	阿賀マリノふ頭岸壁	7/12(木) ～19(木)	船内浴室を利用した 入浴支援	1,200人
(独)海技教育機構練習船 「青雲丸」	川原石南ふ頭岸壁	7/14(土) ～16(月)		135人



清龍丸(写真提供:国土交通省)



青雲丸(写真提供:国土交通省)

エ 民間公衆浴場による入浴支援

市民への入浴支援に加え、本市を訪れた災害ボランティアへの感謝を伝える取組として、複数の民間公衆浴場の協力により、無料入浴支援のサービスが提供された。

表 入浴支援を行った民間公衆浴場

● 赤ビル温泉(中通2丁目4-5)	● 大和温泉物語(宝町2-50)
● 汐音 (警固屋8丁目16-12)	● ゆーとぴあ (本通2丁目8-29)
● そてつ湯 (和庄登町14-9)	● 湯楽里 (広古新開3丁目2-28)

オ 入浴施設への送迎支援

入浴施設の無料提供の実施にあわせて、中国四国防衛局では、天応まちづくりセンターへの避難者の入浴を支援するため、避難所から呉ポートピアパーク内の入浴支援施設までの間を車両で送迎する取組が行われた。このほか、本市においても、天応・安浦地区の避難者や、断水が長期化する川尻地区の住民等に対して、入浴支援施設への送迎支援を実施した。

表 入浴施設への送迎支援

地区	運行区間	使用車両	実施期間
天応地区	天応市民センター～呉ポートピアパーク	中国四国防衛局 支援車両	7/18(水)～8/5(日)
	天応市民センター～坂町雇用促進住宅		8/6(月)～8/10(金)
	天応市民センター～呉市スポーツ会館	マイクロバス・ジャンボタクシー	8/11(土)～9/7(金)
安浦地区	安浦市民センター ～グリーンピアせとうち	マイクロバス ジャンボ・小型タクシー	7/12(木)～10/1(月)
川尻地区	野呂山タクシー車庫前 ～うぐいすライン・小用地区 ～川尻中学校	マイクロバス	7/18(水)～8/3(金)

コラム ～豪雨災害を通して～

復旧作業の疲れが癒やされた入浴支援

天応宮町 井田 正宗



平成30年7月豪雨では自宅近くの川が氾濫し、天応宮町一帯は水没しました。私の家の中にも大量の水が流れ込み、数日後、水の引いた家に戻った私は、大量の土砂と散乱した家財道具を前に、何から手をつけていいかわからず、しばらくの間、呆然としたのを今でも覚えています。

それでも、自分の家を手放したくない、天応から離れたくないという一心で、当時避難していた避難所から夫婦で自宅へ通い、ボランティアの方々と一緒に片付けに専念しました。しかし、連日の猛暑の中、土砂や砂ぼこりにまみれての作業で服はドロドロになり、心も体も疲れ果てていきました。

そうした時、私たち夫婦の疲れを癒やしてくれたのが入浴支援でした。陸上自衛隊やデイサービスセンターの入浴支援は、私たちの疲れ果てた心と体をリフレッシュしてくれました。また、自衛隊や施設の方々の親切で温かい対応には感謝の言葉しかありません。

最後になりますが、今回の豪雨災害でご支援をいただいた多くの皆さんに、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

(2) 消毒・防疫活動

① 浸水地域における防疫活動(道路等の防疫)

豪雨により浸水した地域では、雨の降り終わりから一転して厳しい暑さとなる日が続き、汚泥の乾燥に伴う粉塵の吸引による健康被害や衛生環境の悪化による感染症の発生が懸念された。

福祉保健部保健所保健総務課では、7月7日(土)からすでに市民へ消毒液の配布を開始するなどの対応を行っていたが、特に、広範囲で浸水した地域では、災害応急対応のために不特定多数が往来する道路、公共施設等の防疫について、面的な対応を求める要望が寄せられたため、同月15日(日)に陸上自衛隊(第13旅団)に対して消毒等による防疫活動を依頼し、あわせて、自衛隊の活動範囲を検討するため、安浦市民センターに対して同地区における浸水範囲の調査を依頼した。

翌16日(月)には、陸上自衛隊、土木部土木整備課、保健所保健総務課、教育部学校施設課などの関係課による浸水地域の防疫対策に関する調整会議を開催し、次のとおり対応方針を決定した。

- ・消毒の実施施設は、市民が利用する公共施設を優先する。
- ・自衛隊は個人宅の消毒は行わないため、別途、市保健所において対応する。
- ・消毒液は、市災害対策本部において調達する。
- ・陸上自衛隊車両が走行可能な道路については、陸上自衛隊が消毒する。
- ・陸上自衛隊進入困難な道路は、土木部で対応する。

この方針に基づき、7月17日(火)から順次、陸上自衛隊により、浸水した学校施設の教室、通路、校庭等の消毒作業が実施され、同月19日(木)から21日(土)にかけて、比較的車両等の通行が少ない夜間の時間帯において、国道、県道、市道の防疫作業が実施された。

表 陸上自衛隊による浸水地域での防疫活動

7/15(日)	陸上自衛隊へ防疫活動の依頼 安浦市民センターへ浸水範囲の調査を依頼
7/16(月)	浸水地域の防疫対策に関する調整会議の開催
7/17(火)	安浦小学校及び安浦中学校の1階教室と通路部分の消毒実施
7/18(水)	音戸小学校の1階教室と通路部分の消毒実施
7/19(木)	矢野安浦線、安浦町中畑地区の消毒実施(18時～21時)
7/20(金)	安浦町内海地区、安浦町中央地区の消毒実施(21時～23時)
7/21(土)	安浦町水尻地区の消毒実施(21時～23時)
7/23(月)	音戸小学校、明德小学校、安浦小学校及び安浦中学校の各校庭の消毒実施
7/24(火)	三坂地小学校及び横路小学校の各校庭の消毒実施



音戸小学校の消毒作業(7/18)
(出典:陸上自衛隊第13旅団ホームページ)



道路の夜間防疫作業(7/20)
(出典:陸上自衛隊第13旅団ホームページ)

② 被災家屋等の消毒(感染症予防)

気象情報などから浸水等の発生が想定されたため、保健所では7月6日(金)に「市民配布用消毒液」の小分けボトル(容量100ミリリットル)への詰替作業を開始し、翌7日(土)から保健所保健総務課、福祉保健部福祉保健課及び産業部商工振興課での配布を開始した。

当初は、床上浸水家屋の消毒を想定していたが、床下や敷地等の消毒についての要望が多く寄せられたため、同月8日(日)からは、市民配布用消毒液を各市民センターへ配備した。

今回の豪雨により広範囲で浸水した地域における床下及び敷地の消毒についても検討していたが、同月16日(月)に開催した浸水地域の防疫対策に関する調整会議で、自衛隊による消毒は個人宅の消毒は行わず、道路や学校等の市民が利用する公共施設を優先して実施する方針となったことから、浸水被害等の大きい地域(安浦・川尻・天応地区)については、一般社団法人広島県ペストコントロール協会への委託により、合計で2,095軒の床下・敷地の消毒作業を実施した。

また、床下等の消毒用噴霧器の利用についての要望も寄せられたため、8月1日(水)から4市民センター(安浦、天応、川尻、音戸)で、希望者への消毒用噴霧器の貸出しを開始したほか、同月16日(木)からは被災者支援窓口でも床上浸水家屋用消毒液の配布を開始した。

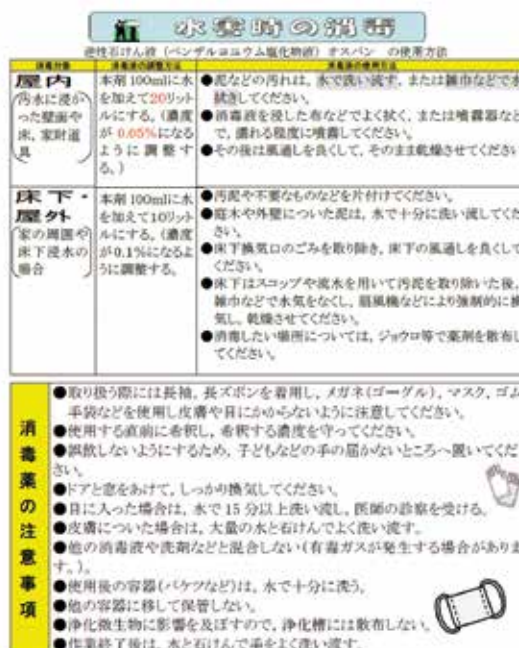


図 浸水した家屋の清掃・消毒方法の注意事項等を記載したチラシ(市保健所作成)



広島県ペストコントロール協会への委託による消毒作業(公園の砂場への消毒)

表 広島県ペストコントロール協会への委託消毒の実施状況

実施地区	実施期間	消毒実施チーム数	実施数	実施までの経過
安浦地区	8/1(水)~8/7(火)	48	1,150軒	7/15(日) 安浦市民センターに浸水範囲の調査依頼 7/25(水) 浸水家屋の消毒について協議(自治会長等) 7/27(金) 三津口地区説明会、チラシの配布 7/28(土) 内海地区説明会
川尻地区	9/3(月), 9/5(水)	6	238軒	8/7(火) 浸水家屋の消毒について協議 8/20(月) 川尻地区自治会長説明会、チラシの配布
天応地区	8/28(火)~8/30(木)	14	355軒	8/17(金) 浸水家屋の消毒について協議(自治会長等) 8/20(月) チラシの配布
	10/2(火), 10/3(水)	11	352軒	9/11(火) 浸水家屋の消毒について協議(自治会長等) 9/13(木) チラシの配布
計		79	2,095軒	

(3) 愛玩動物の救護

広島県では、発災直後の7月10日(火)、広島県災害時動物救護活動マニュアルに基づき、公益社団法人広島県獣医師会と共同で「広島県動物救護本部」を設置するとともに、県内の各動物愛護(管理)センター、公益社団法人広島県獣医師会支部及び動物愛護団体等で構成する地域支部(県内各動物愛護センター内)を設置し、災害時動物救護活動を実施することとした。

これを受け、本市においても市動物愛護センター内に動物救護本部地域支部を設置し、同日から行方不明動物の相談や飼い主不明動物の保護状況等の提供などの対応を開始した。

また、被災ペットに関する相談の受付や避難所のペット収容状況の把握、飼育に関する助言、市獣医師会への協力要請や一時預かり状況の把握などに努めるとともに、同センターにおいて被災した犬や猫の一時的な収容も行った。

一方、本市においては、ペットの受入が可能な避難所の選定やペットに関する避難所の運営指針が定められておらず、ペット同行避難者の受入体制の整備が今後の課題となった。



避難所に同行避難した子犬
(場所:天応まちづくりセンター)

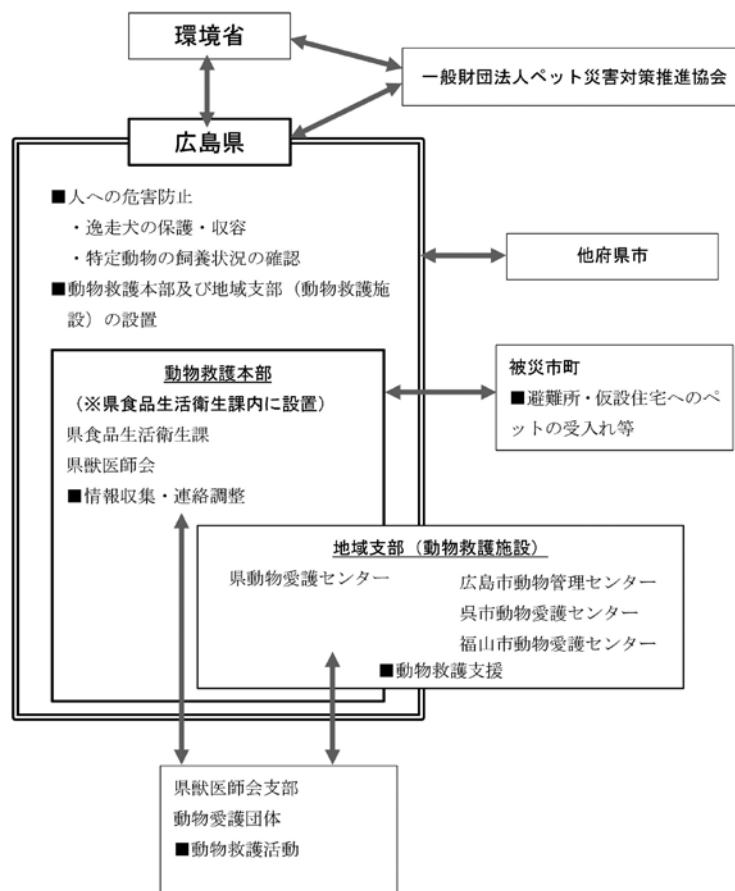


図 災害時における動物救護組織体制

(出典:広島県災害時動物救護要領)

(令和元年7月 広島県健康福祉局食品生活衛生課・(公社)広島県獣医師会)

(4) 災害廃棄物等の処理

① 災害廃棄物等の推計発生量

広島県によると、今回の豪雨災害により市全域で発生した災害廃棄物等の量は、8月末時点で約56万3千トンと推計され、その内訳は、廃棄物混入土砂が約48万トン、廃家財等・建物解体物が約7万7千トン、そして処理が必要な流木等が約5千トンであった。

これらの大量に発生した災害廃棄物等を計画的に処理するため、7月21日(土)から8月23日(木)までの間、環境部環境政策課に常駐した環境省東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所の廃棄物・リサイクル対策課職員から災害廃棄物等の処理に関する技術的な助言を受けた。

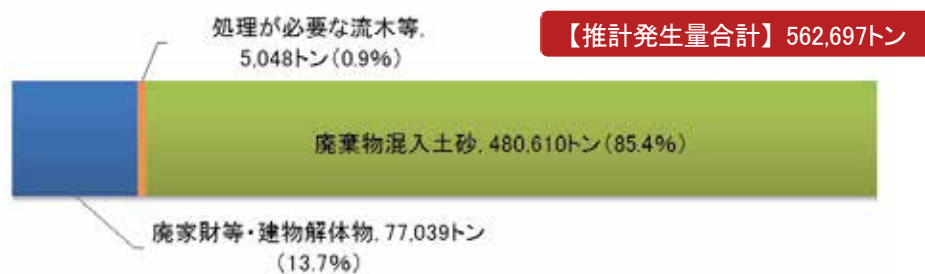


図 豪雨災害により発生した災害ごみ発生推計量(平成30年8月末時点)

② 災害ごみの収集

大量の災害ごみが市内各地で発生する中、発災直後の7月9日(月)以降、道路復旧に併せて、家庭ごみ収集との併用による直営での災害ごみや避難所の生活ごみの収集、民間委託による便槽内に流入した土砂の撤去作業を段階的に開始した。

また、同月17日(火)からは、天応・安浦・昭和地区において民間委託による災害ごみ収集を開始するとともに、同日から陸上自衛隊による災害ごみの収集・運搬支援が、同月26日(木)からは川崎市による収集作業が開始された。

こうした中、道路の被災等による通行規制や交通渋滞などにより収集現場までの往復に想定以上の時間を要し、さらに、家庭ごみ・災害ごみ収集の併用のため、作業時間が大幅に不足したことや、災害ごみ収集に対応可能な特殊車両の確保などの面で課題もあったが、これらに対応しながら収集活動に取り組んだ。



陸上自衛隊による収集作業



環境部環境業務課職員による収集作業

③ 被災家屋・土砂混じりがれきの撤去

今回の豪雨災害では、土石流や河川の氾濫等により、多くの家屋が損壊し、また、宅地内に土砂混じりがれきが流入した。

こうした状況に対応するため、8月2日(木)から、窓口や電話で家屋・土砂混じりがれき撤去の受付を開始し、公費撤去に関する関係機関との協議や相談会を開催した。

また、9月12日(水)から、環境部環境政策課内に「家屋・がれき撤去班」を設置し、同月19日(水)から、被災家屋や土砂混じりがれきを市が所有者に代わって撤去する「公費撤去」や、自費で撤去された方への「費用償還」の申込受付を開始した。

※呉市に撤去を依頼される方へ

被災建築物・土砂混じりがれき撤去制度のご案内(公費撤去)

平成31年1月 呉市

本制度は、平成30年7月豪雨によって甚大な被害を受けた被災建築物又は宅地内に流入した土砂混じりがれきについて、所有者の依頼に基づき、呉市が所有者に代わって撤去を行うものです。

申込期限は平成31年3月末日です。

1 撤去の対象

(1) 被災建築物の撤去の対象要件
次のいずれも満たす必要があります。
① 罹災証明で、半壊以上の認定を受けたもの(全壊、大規模半壊、半壊が対象)
② 所有者が個人又は中小企業基本法第2条に該当する中小企業であること
③ 家屋等をすべて解体・撤去するもの
※一部のみの解体やリフォームなどは対象ではありません。
住居以外の空き家や事業所なども対象対象となります。
地中に住宅等がない場所にある倉庫などは対象外となる場合があります。

【注意】※市が撤去するのは次の範囲です。

制度案内(公費撤去)

表 被災家屋・土砂混じりがれき撤去の対象

被災家屋の撤去の対象	土砂混じりがれきの撤去の対象
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 罹災証明で、半壊以上の認定を受けたもの(全壊・大規模半壊・半壊が対象) ➢ 所有者が個人又は中小企業であること ➢ 家屋等をすべて解体・撤去するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人力等で撤去が困難なもの ➢ 宅地内に堆積しているもの(農地や山林に堆積しているものは対象外)

表 被災家屋・土砂混じりがれきの公費撤去及び費用償還に関する時間経過

日付		主な活動経過
H30	8/2(木)	家屋・土砂混じりがれき撤去の受付開始(電話・窓口)
	8/15(水)	公費撤去に関する協議(環境省・広島県・日本補償コンサルタント復興支援協会)
	8/22(水)	公費撤去等に関する相談会(環境省・広島県・熊本市)
	9/12(水)	環境部環境政策課内に「家屋・がれき撤去班」を設置(体制:正規3・嘱託1・臨時3)
	9/19(水)	「公費撤去・費用償還」申込受付開始
	11/5(月)	費用償還決定通知書の送付及び支払開始(随時)
	12/17(月)	家屋等の公費撤去に係る現地立会調査開始(随時)
H31	1/7(月)	家屋及び土砂混じりがれきの公費撤去開始(随時)
	3/31(日)	公費撤去・費用償還申込みの受付終了

表 被災家屋・土砂混じりがれき撤去申込件数(令和2年3月末時点) (単位:件)

区分	土砂・がれき撤去		家屋撤去	
	市撤去	償還払	市撤去	償還払
中央	20	19	17	5
吉浦	18	9	15	3
警固屋	12		5	2
阿賀	21	3	8	4
広	36	20	15	3
仁方	4	9	3	
宮原	6	1	1	2
天応	233	53	127	13
昭和	8	15	9	3
郷原	4	5		1
区分	土砂・がれき撤去		家屋撤去	
	市撤去	償還払	市撤去	償還払
下蒲刈	3	2	1	
川尻	12	19	5	1
音戸	33	29	17	8
倉橋	30	22	21	8
蒲刈	9	7	9	
安浦	72	121	44	59
豊浜	1	2		
豊		1		
合計	522	337	297	112
	859		409	

④ 仮置場の設置

道路啓開や住居などの片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積し運搬するため、発災直後の7月8日(日)に市内17か所を災害廃棄物等の一次仮置場として指定し受入を開始した。

また、災害土砂等の仮置場として、同日、呉ポートピアパーク多目的広場(天応浄化センター前)を、同月10日(火)には梅木町内広場ほか28か所を、そして同月18日(水)には呉ポートピアパーク駐車場をそれぞれ指定し受入を開始することとなった。

同月11日(水)からは、災害廃棄物等や災害土砂等を一時的に集積・保管し、処分先・再資源化先に搬出するため粗選別や破碎選別等の分別処理を行う二次仮置場として広多賀谷多目的広場での災害廃棄物等の受入を開始した(家庭から出た災害ごみ(可燃ごみ等以外の畳、ふとん、粗大ごみ等)についても令和元年12月27日(金)まで同広場で受け入れた)。

そして、10月1日(月)からは阿賀マリノボリス地区での災害土砂等の受入を開始し、平成31年3月11日(月)からは、分別した土砂等について、同地区より広島港出島地区への海上輸送を開始した。

なお、こうした処理作業と並行して、9月19日(水)に、市内で発生した災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めた「呉市災害廃棄物等処理実行計画」を策定し、災害廃棄物等の処理期限について、12月末までに一次仮置場を解消し、令和元年12月末までに処理を完了することを目標として作業に取り組んだ。

しかしながら、災害廃棄物等の分別作業に想定以上の時間を要したため、目標より3か月程度遅延し、令和2年3月末の完了となった。



一次仮置場(焼山公園・8/25撮影)



災害土砂等仮置場(呉ポートピアパーク駐車場・9/17撮影)



二次仮置場(広多賀谷多目的広場・H31. 1/21撮影)



二次仮置場(阿賀マリノボリス地区・12/21撮影)

表 災害廃棄物及び災害土砂等の一次仮置場

地区	仮置場名	災害廃棄物等の種類	災害 廃棄物	災害 土砂
天応	呉ポートピアパーク多目的広場	土砂		①
	呉ポートピアパーク駐車場	土砂		②
	ごみステーション等空地スペース	土砂, 土のう, 岩石, 家財等	①	
吉浦	梅木町内広場	土砂, 土のう	②	③
中央	県営寺迫アパート跡地	土砂		④
	二川駐車場(グラウンド)	土砂, 土のう, 木くず, 岩石等	③	⑤
昭和	焼山公園	土のう, がら, 木くず等	④	⑥
音戸	旧藤三跡	土砂		⑦
	旧奥内小学校	土砂, 土のう, 木くず, がら等	⑤	⑧
	旧田原小学校	土のう, 廃家電等	⑥	
	旧早瀬小学校	土砂, 土のう, 岩石, 家財等	⑦	⑨
	旧日附環境美化センター	土砂, 土のう, 流木, 木くず等	⑧	⑩
	旧音戸公民館跡地	土砂, ブロック, 木くず等	⑨	⑪
倉橋	釣土田(埋立地)	土砂		⑫
	倉橋漁港鹿老渡北	土砂		⑬
	倉橋漁港海越地区	土砂		⑭
	旧海越小学校	土砂		⑮
	旧修道学園セミナー	土砂		⑯
	旧倉橋東小学校	土砂		⑰
	旧倉橋診療所跡	土砂		⑱
	倉橋漁港須川地区	土砂		⑲
	旧宇和木小学校	土砂		⑳
	重生・石崎	土砂		㉑
川尻	川尻グラウンド	土砂		㉒
	川尻港棧橋前空地	土のう, 廃家電, 粗大等	⑩	
安浦	旧野路中切小学校グラウンド	土砂, 土のう, 流木等	⑪	㉓
	実成下水処理場	土砂, 土のう, 混合廃棄物等	⑫	㉔
	ドラックストアコスモス西側空地	土砂, 土のう, 家財等	⑬	
	安登公園駐車場	土砂, 土のう, 家財等	⑭	
	安浦産業団地	粗大, 畳, 廃家電, 混合廃棄物等	⑮	
蒲刈	向埋立	土砂		㉕
	蒲刈町戸田シノベ	土砂		㉖
	旧蒲刈清掃センター	粗大, 廃家電, 土砂	⑯	
豊浜	豊島大橋東	土砂		㉗
	豊島王地市有地	畳, 粗大, 廃家電, 土砂, 流木	⑰	㉘
豊	小長港	土砂		㉙
	堆肥置場	土砂		㉚
	スポーツセンター(ユタカ食品横)	土砂		㉛
合 計			17か所	31か所

表 災害廃棄物及び災害土砂等の二次仮置場

地区	仮置場名	災害廃棄物等の種類
広	広多賀谷多目的広場	粗大, 畳, 廃家電, 混合廃棄物, 流木, 解体廃棄物等
阿賀	阿賀マリノポリス地区	土砂

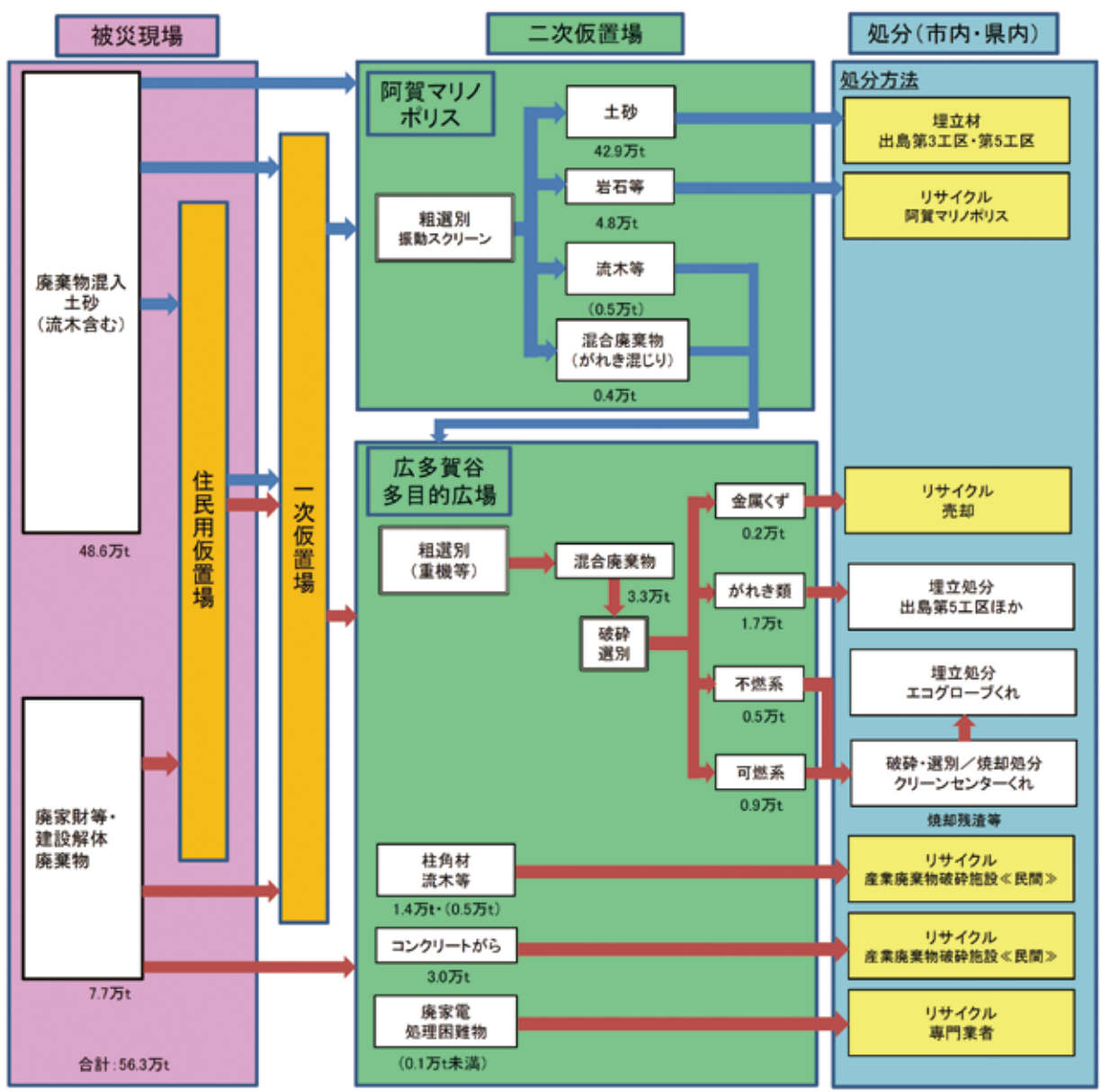


図 災害廃棄物等のバランスフロー
 (出典: 呉市災害廃棄物等処理実行計画【第1版】(平成30年9月19日策定))

2 被災家屋の調査・罹災証明書等の発行

(1) 罹災証明書等の迅速な発行に向けた取組

① 罹災証明書発行に向けた体制の整備

発災以降、時間の経過とともに被害状況が明らかになるにつれ、相当数に上る家屋被害が判明することが見込まれたことから、罹災証明書の早期発行に向けた体制づくりが必要であった。

通常の火災等における被害調査については、消防職員が担当しているが、この度のような大規模な自然災害が発生した場合には、市消防局は人命救助・捜索活動を優先するため、市災害対策本部設置時における罹災証明発行業務の総括は、財務部収納課・資産税課・市民税課が担当することとなっている。

当初、財務部では、市で導入している「呉市防災情報システム」による発行準備を進めていたが、今回のような大規模災害の場合、作業効率やシステム運用面からも適さないことが判明したため、新たに作成した「罹災証明書交付申請書」による手法で発行手続を進めることとした。

しかし、被災者の生活再建の第一歩につながる罹災証明書等の迅速な発行に当たっては、家屋被害調査業務の経験を有する職員の不足もあり、広範囲かつ大規模な被害調査を早期に実施する上で、被害想定に基づく必要調査要員数の確保や調査員の育成(調査基準の習得)が、大きな課題となっていた。

こうした状況の中、7月10日(火)の朝に、災害マネジメント総括支援員からの助言を受け、被災家屋数の想定を約4,000軒と設定(うち半数は、写真等による簡易判定が可能と想定)し、1か月以内に調査を完了させるためには、調査班(3人1組)が15班程度必要と見込んだ。

翌11日(水)には、内閣府防災担当官を講師に招き、調査基準の習得を目的とした研修会を市役所で開催(税務担当職員を中心に35人が受講)し、応援の申し出のあった宮城県多賀城市、対口支援団体である静岡県のほか、中国ブロックの近隣県(山口県、島根県、鳥取県)からの協力を得て、現地調査を集中的に実施できる体制を整えることができた。

これと並行し、同日からは財務部収納課及び各市民センターでの交付申請受付を開始し、市役所1階ロビーにも申請受付のための特設会場を設置した。

また、同月14日(土)から現地調査を開始(昭和地区から随時調査エリアを拡大)し、同月17日(火)には罹災証明書の交付開始に至っている。

なお、罹災証明書発行についての全体的な事務の流れについては、次表に示すとおりである。

罹災証明書交付申請書	
令和 年 月 日	
呉市長様	
申請者 (住所(法人等の場合は、所在地) 〒 - 氏名(法人等の場合は、名称及び代表者の氏名並びに代表者印の押印)	
電話番号 () - () 罹災者(所有者、借家人等)との関係	
次のとおり、罹災証明書の交付を申請します。	
罹災者(所有者、借家人等)	【住所(所在地)】 () 【氏名(名称)・ふりがな】 ()
証明必要数及び提出先	【必要数】 () 【提出先】 ()
受取方法	1 郵送(住所: 〒 - () 様方) 2 取納課・3 () 市民センター
罹災物件の場所	呉市 (マンション等の場合は、建物名称を記載)
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 () <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> その他 ()
罹災物件との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 借家人等
罹災原因	平成30年7月5日(木)からの大雨
罹災状況	(例: 虫類の侵入が発生しました。)
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災状況の写真 <input type="checkbox"/> 罹災物件の位置図 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	・罹災証明書は、民事上の権利義務関係効力を有するものではありません。 ・記入上の留意点は、裏面を参照してください。
□この情報を各税務署に提供することについて、同意します(目的: 大規模な災害発生の際に国税における被災世帯の案内をお送りするため。)	
※ 太枠欄の中に記入してください。	
交付印	法1 個人が申請する場合は、本人確認と住所確認ができる書類(運転免許証等)の準備をしておいてください。 法2 法人等の従業員等が申請する場合は、従業員等であることを確認できる書類(社員証等)の準備をしておいてください。 法3 居住していないが所有している罹災物件についての申請の場合や法人等の事務所の所在地と罹災物件の場所が異なる場合などは、所有権等を確認できる書類の準備をしておいてください。 法4 任意代理人が申請する場合は、裏面の委任状に記入してください。

罹災証明書交付申請書の様式(表面)



罹災証明書の申請受付開始の広報(呉市(くれし)公式ツイッターより)

表 罹災証明書等の発行(事務の流れ)

7/10(火)	平成30年7月豪雨に係る罹災証明書交付要綱制定、罹災証明書交付申請書の様式作成	
7/11(水)	罹災証明書交付申請書の受付開始(受付時間:毎日8:30～20:00) 市役所1階ロビー特設会場を設置、財務部収納課及び各市民センターでの申請受付開始 15:00～判定調査基準についての研修会開催	
7/12(木)	平成30年7月豪雨に係る罹災届出証明書交付要綱制定	
7/13(金)	被災家屋等の現地調査開始についての広報(市ホームページ掲載、防災行政無線による放送)	
7/14(土)	被災家屋等の現地調査開始 (昭和地区から順次拡大) 罹災証明届出書交付申請書の受付開始	
7/16(月)	避難所訪問による証明書取得支援(2地区5避難所で実施)	
7/17(火)	罹災証明書及び罹災証明届出書の交付開始	
7/22(日)	川尻地区における証明書取得支援(戸別訪問等)	
7/25(水)	安浦地区における集中的な被害調査(7/25(水)～7/28(土)) 再調査について関係課と実施要領の協議(マニュアル策定)	
7/26(木)	再調査の申請受付開始	
7/28(土)	都市部建築指導課による再調査の開始	
8/4(土)	天応地区での罹災証明に関する相談・受付の実施	
8/10(金)	被災家屋等の現地調査における他自治体応援職員の派遣終了	
8/11(土)	申請受付終了時間の変更(20:00→17:15までに短縮)	
8/19(日)	安浦地区での罹災証明に関する相談・受付の実施	
8/24(金)	再調査に係る他自治体応援職員の派遣終了	
9/11(火)	特設会場の終了、土日祝日の申請受付終了(天応・安浦以外)	
10/29(月)	天応及び安浦市民センターにおける土日祝日の申請受付終了以降、通常業務の中で申請受付、交付事務を実施	

被災家屋調査の様子

② 避難所等での証明書取得支援

被害の大きい地区では、住家の被災により避難所での生活を余儀なくされ、被害状況の届出ができない方がいるため、罹災証明書発行の迅速化に向けた取組として、調査員が直接避難所を訪問し、避難者に声を掛けながら交付申請の受付を行った。

また、断水期間が長期化した川尻地区の一部においても、未申請の方が多かったため、職員による戸別訪問を実施し、罹災証明書等の申請受付にあわせ、その場で直ちに調査を実施するなど判定の迅速化に努めた。

表 罹災証明書等発行の迅速化に向けた取組

避難所訪問による証明書申請受付 (2地区5避難所での出前受付)		長期断水地区での証明書取得支援 (未申請者への戸別訪問と現地調査)	
【実施日】	7月16日(月)	【実施日】	7月22日(日)
天応地区	天応まちづくりセンター 天応小学校	(対象地域)	川尻地区のうち光明寺川の氾濫により 浸水被害を受けた 川尻町西1丁目、川尻町西2丁目、 川尻町東3丁目の一部
安浦地区	安浦まちづくりセンター 中畑自治会館 コミュニティいちごこ		

このほか、天応及び安浦地区で開催された「豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会」でも、多くの住民が来場することにあわせ、罹災証明書等に関する相談や申請受付を行った。

③ 調査体制の推移と調査実績

7月14日(土)から実施した現地調査は、市職員を中心に9班・31人(市職員29人、応援職員2人)の体制でスタートし、応援職員の体制が整った同月17日(火)以降は、現地調査から証明書発行までの各業務を6つに分担して、16班・61人(市職員43人、応援職員18人)で対応し、同月28日(土)から8月1日(水)までの最大編成時には、24班・83人の体制で証明書発行業務を進めた。

この間、公共交通網の被災に伴う深刻な交通渋滞により、現場への到着までに時間を要しただけでなく、連日の酷暑の下での作業となり、調査効率が低下した場面もあったが、そうした中でも、特に安浦地区の現地調査では、現地到着までの時間短縮のため近隣の公共施設に調査員が宿泊して集中的な被害調査を実施するなど、現地調査の効率化を図った。

こうした取組をはじめ、調査練度の向上、応援職員との連携等により、ほぼ予定どおりの進捗が図られたことから、8月10日(金)をもって当該業務への他自治体職員の派遣による応援を終了(再調査依頼に係る応援は同月24日(金)まで継続)し、翌11日(土)からは、証明書交付申請の受付時間について、それまで20時まで延長していた対応を通常どおりの17時15分までとした。

なお、市役所1階に設置した申請受付の特設会場は、市災害対策本部が廃止された9月11日(火)をもって終了するとともに、天応及び安浦市民センターに限り継続していた土日祝日の申請受付も終了し、通常業務内での対応へと移行した。



他自治体から派遣された職員の応援により迅速な証明書発行が可能となった。

今回の豪雨災害に伴う罹災証明書等の発行総件数は、6,411件(罹災証明書4,550件、罹災証明届出書1,861件)で、被災家屋(建物等)の現地調査完了件数は、3,239件となっている(いずれも令和2年3月末日時点の数値)。

表 罹災証明書等の発行に当たった調査体制(再調査分を除く。)

期 間	業務内容	被害調査		申請書 受付・整理	情報入力	調査準備	証明書 作成・交付	計	
		被害調査	写真判定						
7/14(土)～ 7/16(月) 《開始当初》	班編成	7班	1班	1班	1班			9班	
	人員	呉市職員	19人	5人	5人			29人	
		応援職員	2人	—	—			2人	
		計	21人	5人	5人			31人	
7/17(火)～ 7/20(金) 《体制強化》	班編成	11班	1班	1班	1班	1班	1班	16班	
	人員	呉市職員	16人	3人	5人	5人	10人	4人	43人
		応援職員	18人	—	—	—	—	—	18人
		計	34人	3人	5人	5人	10人	4人	61人
7/28(土)～ 8/1(水) 《最大編成時》	班編成	19班	1班	1班	1班	1班	1班	24班	
	人員	呉市職員	30人	3人	5人	5人	10人	4人	57人
		応援職員	26人	—	—	—	—	—	26人
		計	56人	3人	5人	5人	10人	4人	83人
8/11(土)～	班編成	3班	1班	1班	1班	1班	1班	8班	
	人員 呉市職員	9人	2人	2人	2人	2人	2人	19人	

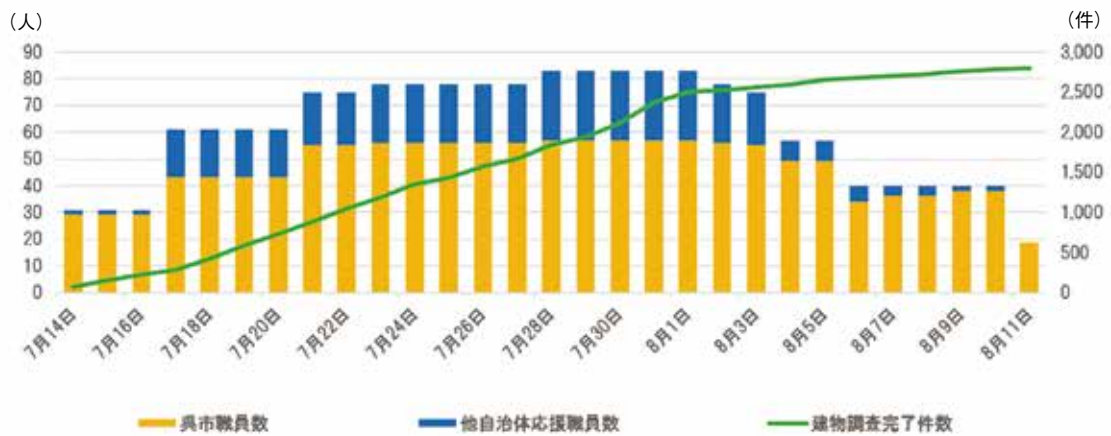


図 被害調査人員と現地調査完了件数の推移(再調査分を除く。)

(2) 被災した宅地崖の相談、現地調査

本市では、戦前の海軍工廠設置に伴う人口急増に対応するため、平坦地の周辺部が急速に宅地化されていった歴史があり、家屋等が斜面地に密集する特徴的な土地形態となっている。

今回の豪雨災害では、こうした斜面地、とりわけ宅地崖における土砂災害が相当数発生することが想定されたことから、都市部都市計画課では、発災直後から防災情報システム等で被災情報の収集を開始するとともに、現地調査や被災相談に係る組織体制づくりを進めた。

これにより、7月9日(月)から、被災した宅地崖の復旧方法等に関する電話・窓口相談を開始し、あわせて2～4班(1班2人体制)による現地調査を順次開始した。

酷暑の中での長時間の調査であったことや、道路等の被災に伴う通行規制、慢性的な交通渋滞等の影響もあり調査業務は難航したが、8月28日(火)までに231件の調査を完了している。

また、9月末には電話等の相談も収束しており、最終的な相談件数は96件であった。



職員による被災した宅地崖の調査(7/10撮影)

表 宅地崖調査体制

時期	調査体制
7/9(月)	2班(4人)
7/10(火)	3班(6人)
7/11(水)～	4班(8人)
7/14(土)～	2班(4人)
7/20(金)～	1班(2人)
8/28(火)	調査終了

表 宅地崖調査件数

地域別	調査件数	調査完了日
中央	46件	8/15(水)
吉浦	13件	8/8(水)
警固屋	17件	7/19(木)
阿賀	27件	8/8(水)
広	15件	7/20(金)
仁方	16件	7/20(金)
宮原	15件	7/11(水)
天応	13件	8/28(火)
昭和	23件	8/2(木)
郷原	3件	7/20(金)
川尻	19件	7/26(木)
音戸	12件	7/19(木)
安浦	12件	7/26(木)
計	231件	

(注)都市計画区域外は調査対象外

3 避難行動要支援者等への対応

(1) 避難行動要支援者，在宅被保護者等の状況把握

発災後の避難行動要支援者登録台帳に登録している高齢者、障害児・者の安否確認や被災状況の把握に当たっては、各民生委員に対し、電話による個別の依頼をするとともに、障害福祉サービス事業所等に対し利用者の安否や状況把握及びサービスの調整等を依頼した。

発災直後は、民生委員も被災していたため、短期間での確認が困難な状況もあったが、7月11日(水)からは、避難所へ避難していた障害者の実態調査を行い、すでに避難所の巡回相談を始めていた保健師への情報提供を行った。

その後も民生委員を通じて、困りごとなどのニーズ把握に努め、同月19日(木)から25日(水)にかけて、これらの聞き取り調査に基づく支援物資の配布を行ったが、調査時に困りごとを伺っても「大丈夫」と返答されるケースもあった。

こうした支援が必要な方に対し、あらかじめ必要な品目や数量を具体的に確認する方法を確立しておくことも、今後検討すべき課題の一つである。

表 要支援者(高齢者、障害児・者)に対する聞き取り調査に基づく支援物資の配布状況

配布期間	配布地区及び世帯数等			
	吉浦地区	天応地区	川尻地区	安浦地区
7/19(木)～25(水)	19世帯(34人)	9世帯(18人)	76世帯(99人)	4世帯(5人)

また、災害発生当時に病院や高齢者福祉施設等へ入院・入所している生活保護の被保護者を除いた在宅の被保護者は2,336世帯であり、市内各地区の担当ケースワーカーによる電話での安否確認及び住居の被害状況等について聞き取りを行うとともに、連絡が取れない被保護者に対しては、民生委員や緊急連絡先への連絡を行うなど、状況把握を行った。

また、避難所へ避難している被保護者については、担当ケースワーカーが訪問し、状況確認や生活再建の相談に対応したほか、適宜、必要な情報を保健師に提供し、定期的な訪問やケアを行った。なお、今回の災害で住居等が被災(土砂流入、床上・床下浸水等)した被保護世帯は、36世帯であった。

(2) 在宅高齢者等の状況把握

発災直後から、民生委員等を中心に要支援者の安否確認などが行われたが、今回の災害では、道路や公共交通機関の途絶のため、被災した自宅等で生活する高齢者等の健康状態や困りごとの把握が必要であった。

7月14日(土)に、一般社団法人日本介護支援専門員協会(以下「日本介護支援専門員協会」という。)及び一般社団法人広島県介護支援専門員協会(以下「県介護支援専門員協会」という。)の関係者による現地視察が行われ、本市に対して派遣支援の申し出があった。

これを受け、同月16日(月)に日本介護支援専門員協会に対して派遣を要請し、同月18日(水)には同協会のスタッフが本市に到着して被災現場の把握を行った。

翌19日(木)には、日本介護支援専門員協会のほか、高齢者支援に係る関係機関の職員が参集して、第1回目の「高齢者支援に関する調整会議^{*}」を開催し、情報の共有と介護支援専門員に求め



住宅地図を広げながら戸別訪問についてのミーティングを実施

る支援内容について協議し、被害が大きく健康状態の把握が行えていない地域から、年齢等を問わず一軒ずつ訪問してアセスメントを実施する「ローラー作戦」を展開することとした。

同日の午後からは、日本介護支援専門員協会による吉浦地区での訪問が始まり、翌20日(金)からは、県介護支援専門員協会による訪問、さらには広島大学のボランティア及び福祉保健部の職員も加わり、吉浦・阿賀・川尻・天応地区での全戸訪問が展開された。

こうした全戸訪問は、交通渋滞や連日の猛暑の中で多くの困難を伴ったが、在宅避難者の健康状態やニーズの把握を行い、必要な医療・介護サービスや生活支援について、適宜、保健師や各地域の包括支援センターへの連絡が行われ、実際に要支援認定の申請へとつないだケースもあった。

なお、全戸訪問による訪問件数は2,053件で、このうち面会支援件数は1,006件であった。



被害の大きい地区での全戸訪問

表 介護支援専門員等による在宅高齢者等の全戸訪問

7/14(土)	日本介護支援専門員協会関係者(3人)による被災地視察 県介護支援専門員協会関係者(2人)による被災地視察 視察後、福祉保健部へ来所され派遣支援の申し出を受ける。
7/16(月)	本市から日本介護支援専門員協会に対して派遣要請
7/18(水)	日本介護支援専門員協会の専門員が本市へ到着(現場把握)
7/19(木)	第1回高齢者支援に関する調整会議 日本介護支援専門員協会による訪問開始(吉浦地区)
7/20(金)	県介護支援専門員協会による訪問開始 広島大学ボランティア、福祉保健部職員が支援に合流
8/1(水)	第2回高齢者支援に関する調整会議
8/16(木)~25(土)	天応地区の要支援者について再訪問
8/26(日)~28(火)	安浦地区の要支援者を訪問し利用者基本情報を作成
8/29(水)~31(金)	川尻地区の要支援者を訪問し利用者基本情報を作成

表 介護支援専門員等による全戸訪問の実施状況

支援機関名称	訪問実施支援者数	訪問地区及び実績	
日本介護支援専門員協会	29人(延べ 94人)	吉浦地区、阿賀地区、 川尻地区、天応地区	全戸訪問件数 2,053件 面会支援件数 1,006件 うちフォロー件数 149件
県介護支援専門員協会	40人(延べ104人)		
広島大学ボランティア	7人(延べ 7人)		
福祉保健部職員	4人(延べ 12人)		

*高齢者支援に関する調整会議

第1回目の会議は、7月19日(木)9時から呉市社会福祉協議会会議室において開催

日本介護支援専門員協会、呉市介護支援専門員連絡協議会、呉市社会福祉協議会、天応・吉浦地域包括支援センター、川尻・安浦地域包括支援センター、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)及び市関係課(福祉保健部福祉保健課・障害福祉課・介護保険課・西保健センター・東保健センター)の職員が参加した。

第2回目の会議は8月1日(水)に行われ、上記参加者に呉市民生委員児童委員協議会会長が加わり、現状報告と今後の支援について協議した。

4 一時的な住まいの確保

(1) 避難所からの円滑な移行

今回の豪雨災害では、7月9日(月)の時点で開設避難所が134か所、避難者数が1,418人と最大を記録したが、1か月後の8月9日(木)には開設避難所が8か所、避難者数も130人まで減少した(P88・図「開設避難所数と避難者数の推移」参照)。

このように、時間の経過とともに避難者が減少していく中、市災害対策本部事務局内に設置した避難所長期対策班では、未だ帰宅することができない避難者に寄り添った取組を行った。

具体的には、避難者が現在の避難生活で感じる不安や問題、今後の生活について、市職員が避難者一人ひとりから直接、聞き取りを行うことで、市営住宅等の公営住宅や応急仮設住宅(借上型・建設型)をはじめ、個々の避難者の意向に応じた新たな生活の場へ円滑に移行できるよう対応した。

こうした取組により、避難所への避難者数も次第に減少していき、10月2日(火)に安浦まちづくりセンターへの避難者が全て退所し、避難所を閉所したことで、今回の豪雨災害による避難所の運営事務は完了した。

表 開設した避難所数と避難者数等の推移

日付	避難所数	避難者数	備考
7/9(月)	134か所	1,418人	最大時
8/9(木)	8か所	130人	避難者への聞き取り調査実施
8/31(金)	3か所	71人	8/30(木) 吉浦まちづくりセンター閉所
9/3(月)	2か所	41人	9/2(日) 天応小学校閉所
9/15(土)	1か所	10人	9/14(金) 天応まちづくりセンター閉所
10/2(火)	※全避難所閉所		10/2(火) 安浦まちづくりセンター閉所

平成30年7月豪雨災害 生活再建に関する調査
 呉市災害対策本部応急対策班(避難所対応)

調査日:平成30年8月 日

避難所 安浦まちづくりセンター

ふりがな氏名	住所	連絡先	年齢	性別	避難所	【特記事項】
ふりがな氏名	続柄	年齢	避難所	在・不在		
世帯構成員		年齢	避難所	在・不在		
		年齢	避難所	在・不在		
		年齢	避難所	在・不在		
		年齢	避難所	在・不在		

り災証明書発行申請 ①不要 ②未 ③済(未発行) ④済(発行済) ⑤不明

被害の程度(③の場合)

聞き取り内容

1. 現在の避難生活で感じる不安や問題

2. 今後の生活について

①継続して避難所生活を希望
 ②公営住宅への入居を希望
 ③民間賃貸住宅への入居を希望
 ④応急仮設住宅への入居を希望
 ⑤その他

3. 市に対する要望等について

生活再建に関する調査表



中国新聞(平成30年10月3日(水)朝刊)

(2) 住宅の応急修理

今回の豪雨災害では、本市が災害救助法の適用を受けたことにより、大規模半壊または半壊の被害を受けた住宅で応急修理をすれば居住可能となり、かつ、資力等の要件(自らの資力で応急修理が困難)を満たす場合、必要最小限度の部分を補修するための費用として、1世帯当たり上限58万4千円の支援を受けることができるようになった。

このため、都市部建築指導課では、7月13日(金)に「平成30年7月豪雨災害における住宅応急修理実施要領」を策定し、制度の仕組みや手続きの流れ、応急修理に係る工事例等を取りまとめた案内用チラシを作成して市ホームページ等で公表することで市民への周知を図った。

そして、同月17日(火)から申請受付を開始し、専用ダイヤルの設置による市民からの問合せ対応を行うとともに、同月23日(月)からは天応・安浦市民センターへ職員を派遣し、相談窓口を設置した。

なお、令和2年3月末時点で、本制度に対する問合せは596件あり、そのうち、申請書の受付件数は289件で、修理の完了件数は289件であった。

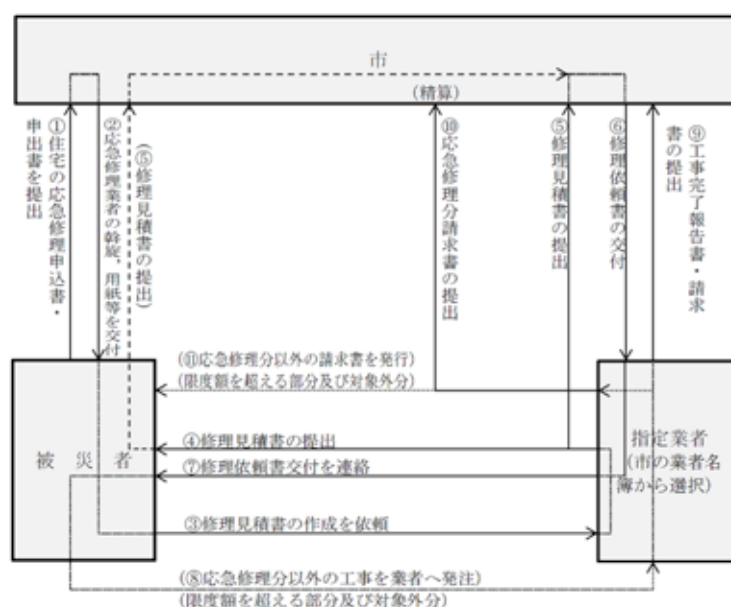


図 住宅の応急修理事務手続きフロー

表 住宅の応急修理の対応経緯

日付	主な内容	
7/13(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○「平成30年7月豪雨災害における住宅応急修理実施要領」の策定 ○住宅の応急修理制度の市ホームページ等による公表、案内用チラシ作成 	
7/17(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○申請受付の開始、専用ダイヤルの設置(専属職員:3人) [電話対応職員(専属)] 7/23(月)~:2人, 8/13(月)~:1人, 8/20(月)~R2年3月末:兼務により対応 	
7/19(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○実施要領の改訂(修理業者の追加に関する事項を追加) 	
7/23(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○天応・安浦市民センターへの相談窓口の設置(毎日開設) 	
	天応	安浦
	<ul style="list-style-type: none"> 8/14(火)~:隔日開設 9/19(水)~:週3日開設 10/29(月)~12/27(木):週2日開設 	<ul style="list-style-type: none"> 9/3(月)~:週4日開設 9/30(日)~:週3日開設 10/30(火)~:週2日開設 12/11(火)~25(火):週1日開設

(3) 公営住宅等の提供

今回の豪雨により発生した土砂崩れや土石流、河川氾濫に伴う浸水などにより、多くの市民が住居を失い、また、家屋が半壊若しくは一部損壊し、継続して居住することが困難となった。

このため、都市部住宅政策課では、発災直後の7月8日(日)、市営住宅の指定管理者に対し、被災した市民に提供可能な市営住宅の空室を確認するよう指示した。

そして同日、市営住宅への被災者の一時入居(目的外使用)を決め、同月10日(火)から70戸分の入居申込の受付を開始し、当初、同月17日(火)までとしていた申込期限を20日(金)まで延長して募集を行った。

こうした中、国や広島県からの国家公務員宿舎や県営住宅等の被災者への提供に関する申し出に加え、中国電力株式会社からも社宅の提供に関する申し出があったことで、最終的な提供可能戸数は125戸に上った。

これらの公営住宅等の入居募集の結果、204件の応募があり、入居者の選定に当たっては、住宅被害の程度や世帯状況などを考慮して決定した優先順位をもとに、同月27日(金)から応募者への意向確認等の聞き取りを開始し、入居先となる公営住宅等を決定した。

なお、応募者への聞き取りを始めた1週間後の8月3日(金)には建設型応急仮設住宅の入居者募集を公表し、翌4日(土)から入居申込の受付を開始するなど、新たな入居先の選択肢が広がったことで、公営住宅等の提供可能戸数125戸に対して入居世帯は45世帯であった。

このうち、市営住宅への一時入居者に対しては、不安なく生活を始めることができるよう、被服や寝具等の生活必需品のうち、災害救助法が適用されない生活用品や電化製品等について、民間企業から支援を受けて提供した。

7月5日以降の豪雨により被災された皆様へ
呉市住宅政策課

今回の豪雨により被災された皆様におかれては、大変ご不便な生活をいられており、謹んでお見舞い申し上げます。

呉市では、災害により居住する住宅を失った方、家屋が半壊若しくは一部損壊し、継続して居住することが困難となった方を対象に市営住宅を一定期間お貸しする制度があります。

(市営住宅目的外使用：原則、使用許可は6か月以内、収入・世帯状況等の審査により支障が無ければ最長1年を限度)

つきましては、**第一次募集を行いますので、上記に該当し市営住宅への入居を希望される方は、7月17日(火)午後5時まで**に住宅政策課又は災害対策本部へご連絡ください。

被災した市民への市営住宅入居案内

表 公営住宅等の提供可能戸数と入居世帯数

提供区分	国官舎	県公舎	県営住宅	市営住宅	社宅	計
提供可能戸数	4戸	3戸	65戸	45戸	8戸	125戸
入居世帯数	-	2世帯	8世帯	34世帯	1世帯	45世帯

※社宅は中国電力株式会社所有の社宅



中国新聞(平成30年7月16日(月)朝刊)

(4) 応急仮設住宅の提供

本市は、今回の豪雨により被災し、避難所等での生活を余儀なくされている市民に早急に入居できる住居を確保するため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供を広島県に要請した。

この応急仮設住宅には、公共用地等に応急的な住宅を建設して提供する「建設型」と、民間賃貸住宅を借り上げて提供する「借上型」があり、公営住宅等の提供とあわせて、被災した市民の新たな住居を確保することとした。

なお、この応急仮設住宅は、被災時に本市の区域内に居住していた方で、かつ、市内に存する住居が全壊や半壊、一部損壊などにより、居住する住居がない方が入居対象となった。

① 建設型応急仮設住宅

発災後の7月16日(月)、広島県は今回の豪雨で全壊や半壊等の被害が出た市町のうち、特に大きな被害を受けた本市と三原市へ応急仮設住宅を建設する可能性があることを表明し、検討が進められた結果、同月23日(月)に天応・安浦地区へそれぞれ約40戸整備することを公表した。

また、建設場所については、公共用地の中で住宅の整備が可能な場所として、天応地区は天応浄化センター敷地内に、安浦地区は安登公園グラウンドに整備することが決定された。

この建設型応急仮設住宅は鉄骨プレハブ造で、浴室やトイレ、台所などを備えた、単身又は2人用の1DK(約20平方メートル)、3人用の2DK(約30平方メートル)、そして4人用の3K(約40平方メートル)の3タイプが整備された。

入居者の募集に当たっては、8月4日(土)から13日(月)までを受付期間とし、同月16日(木)に天応地区40世帯、安浦地区17世帯の入居を決定した。そして、9月2日(日)の入居者説明会后、各世帯は順次入居し、建設型応急仮設住宅での生活を開始した。

なお、入居期間は6か月で、災害救助の事情に応じ、最長2年間延長できることとされていたが、さらに1年間の延長が可能となった。

表 建設型応急仮設住宅の対応経緯

日付	主な内容
7/16(月)	広島県が本市と三原市へ応急仮設住宅を建設する可能性があることを表明
7/23(月)	広島県が応急仮設住宅の建設場所(天応・安浦)及び戸数(各約40戸)を公表
7/30(月)	安浦地区応急仮設住宅着工 (安登西6丁目3番地(安登公園グラウンド))
7/31(火)	天応地区応急仮設住宅着工 (天応大浜3丁目地内(天応浄化センター敷地内))
8/4(土)	建設型応急仮設住宅の入居者募集(~8/13(月))
8/16(木)	建設型応急仮設住宅への入居者決定(天応40世帯、安浦17世帯)
8/29(水)	天応地区応急仮設住宅完成(40戸)
8/30(木)	安浦地区応急仮設住宅完成(40戸)
9/2(日)	建設型応急仮設住宅への入居者説明会及び鍵渡し・入居開始

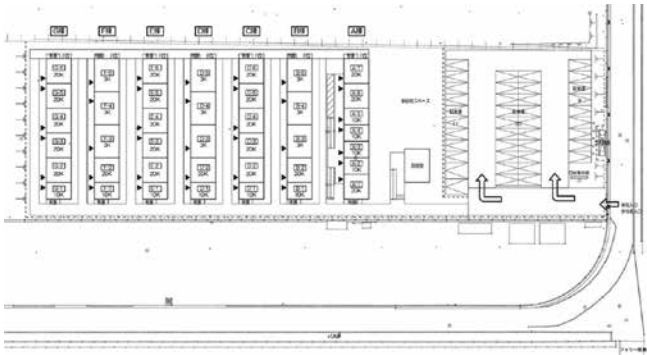


図 建設型応急仮設住宅配置図(天応地区)

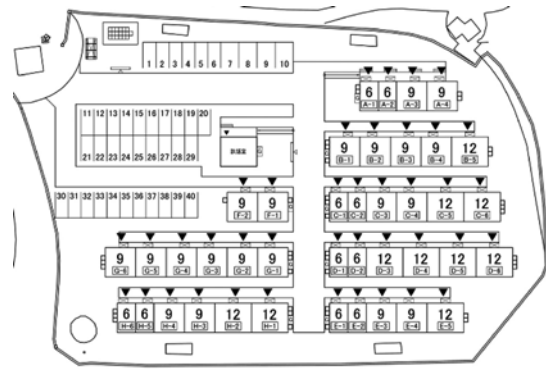


図 建設型応急仮設住宅配置図(安浦地区)



建設型応急仮設住宅(天応地区)



建設型応急仮設住宅(安浦地区)

② 借上型応急仮設住宅

自治体が借り上げた民間賃貸住宅を提供する借上型応急仮設住宅の申込受付が7月20日(金)から広島県内で始まり、今回の豪雨災害で災害救助法の適用を受けた9市4町のうち、竹原市と府中市を除く7市4町では窓口を開設し受付を開始した。

本市においても、同日から22日(日)までの3日間、市役所に開設した受付窓口に加え、市民センター5か所(天応、吉浦、広、昭和、安浦)へ窓口を開設するとともに、宅地建物取引業協会呉支部の協力により主要な窓口へ不動産業者を配置し、借上型応急仮設住宅の斡旋を行った。

入居に係る費用負担のうち、家賃や礼金、仲介手数料等については広島県が負担し、光熱水費その他専用設備に係る使用料や共益費・管理費等については入居者が負担することとなった。

なお、申込受付は11月30日(金)まで行われ、本市の被災者には173戸が提供された(入居期間については、建設型応急仮設住宅と同様)。

表 借上型応急仮設住宅の地区別提供戸数

地区名	天応	安浦	阿賀 広 仁方	中央	吉浦	宮原 警固屋	昭和	音戸 倉橋	川尻	市外	計
提供戸数	22戸	33戸	35戸	32戸	6戸	3戸	9戸	4戸	2戸	27戸	173戸

表 借上型応急仮設住宅の対応経緯

日付	主な内容
7/18(水)	借上型応急仮設住宅の受付窓口を7/20(金)から開設する旨を公表
7/20(金)	借上型応急仮設住宅への入居受付を開始 本市では7/20(金)～22(日)の3日間、市役所と市民センター5か所に窓口を設置 (県内で7市4町が27か所の窓口で一斉に入居申込みの受付開始)
10/24(水)	借上型応急仮設住宅の受付を11/30(金)で終了する旨を公表
11/30(金)	借上型応急仮設住宅への入居受付を終了

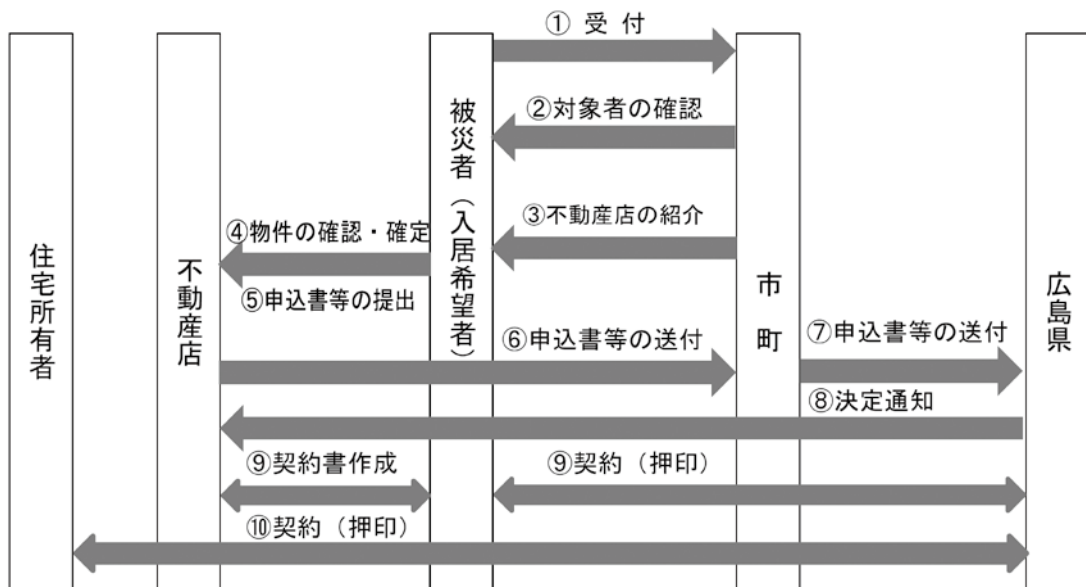


図 借上型応急仮設住宅への入居手続きの流れ

コラム
～豪雨災害を通して～

私の部屋が憩いの場に

天応応急仮設団地 奈良井 米子



今回の豪雨災害で天応宮町の自宅と築100年以上の私の実家が浸水被害を受けました。はじめは、住み慣れた自宅を再建しようと娘たちと力を合わせて片づけを行いました。あまりに被害が大きく、諦めざるを得ませんでした。

そうしたとき、天応に仮設住宅が建てられると聞き、同じ避難所に避難していた同級生や幼なじみと一緒に入居を申し込みました。

仮設住宅での生活は特に不自由することもなく、快適に過ごすことができました。また、周りの皆さんは私と同じような境遇を乗り越えてきた人たちです。共感する部分が多く、すぐに打ち解け、親しくなりました。そうしていくうちに、私の部屋に人が集まり、一緒に話し込んだり、食事をしたり。いつの間にか私の部屋が皆さんの憩いの場になっていました。

天応で生まれ、天応で育ち、ここから離れたくないという思いで始めた仮設住宅での生活。人のつながりの大切さや人の温かさを改めて感じることができ、いい思い出もできました。

ここでの生活を選んで本当に良かった。

5 本市への支援物資

(1) 支援物資の受入・配送

今回の豪雨災害では、主要な道路やJR呉線が被災し、陸路による交通が遮断されたことで市内外からの物流に支障が生じ、さらに、広域的な断水も重なったことで、発災当初、飲料水や食料、生活必需品等が不足する状況となった。

こうした中、国(経済産業省ほか)によるプッシュ型支援により、本市へも様々な物資が供給されるとともに、本市の被害状況等が新聞やテレビなどのメディアで大きく報道されたことで、飲料水をはじめ、歯ブラシやおむつ等の衛生品、食料品、土のう袋やブルーシート等の防災用品などの支援物資が全国各地の多くの団体や個人等から届けられた。

さらに、前述のとおり、発災当初、本市への支援物資等の陸上輸送が困難であったため、自衛隊のヘリコプターや艦船による物資輸送も行われた。

なお、提供を受けた支援物資については、市役所1階の「くれ絆ホール」及び「阿賀マリノ上屋(以下「マリノ上屋」という。)」を受入拠点とし、自衛隊やTEC-FORCE(港湾関係)、海上保安庁、民間配送事業者の協力により、市内の各市民センター等へ配送した。



災害時の防災拠点利用も想定して導入した客席の可動システムにより平土間化し、備蓄倉庫として利用したくれ絆ホール

表 支援を受けた団体等と主な支援物資

区分	支援団体等	主な支援物資
国	経済産業省、国土交通省、防衛省 ほか	水 (約 190,000本)
県	広島県 ほか	お茶 (約 19,000本)
市町村	34市町 (横須賀市、佐世保市、下関市 ほか)	マスク (約 210,000枚)
民間企業	226団体等	土のう袋 (約 555,000枚)
		ブルーシート(約 3,000枚)
		Tシャツ (約 2,300枚)

表 支援物資の受入・配送の経緯

日付	主な内容
7/9(月)	くれ絆ホールを仮の備蓄倉庫として、職員による物資の配送を開始
7/11(水)	マリノ上屋を備蓄倉庫として追加し、マリノ上屋の物資は日本通運(株)の協力を得て、くれ絆ホールの物資は自衛隊の協力を得てそれぞれ配送
7/23(月)	自衛隊による物資配送が終了し、常時、必要な物資はくれ絆ホールへ集約、それ以外は旧五番町小学校校舎へ保管
8/2(木)	全地区で通水したことで川尻地区への水の配送を終了し、天応・安浦地区への定期的な物資の配送を継続
8/24(金)	くれ絆ホールの利用を終了し、必要に応じて市役所1階の多目的室、旧五番町小学校校舎及びマリノ上屋から随時、物資を配送



自衛隊ヘリコプターによる輸送支援
(写真提供:海上自衛隊)



広島市から本市へ空輸される24,000食のパン
(写真提供:海上自衛隊)

(2) 給油支援

陸路による交通が遮断された本市では、発災直後の7月9日(月)頃からガソリンや軽油が不足し始め、市内のガソリンスタンドでは、在庫不足により閉店を余儀なくされたり、販売量を制限したりして営業を続けていた。

こうした中、国(経済産業省)においては、プッシュ型支援の一環として、翌10日(火)、海上自衛隊の輸送艦「しもきた」にタンクローリー車計7台を搭載し、広島港から海上自衛隊呉基地の栈橋まで運搬するとともに、陸路により計9台のタンクローリーを本市へ派遣した。

この取組は、資源エネルギー庁が幹線道路の寸断によりガソリンなどを輸送できない本市の状況を考慮し、防衛省に協力を依頼して実現したもので、海上自衛隊の輸送艦による民間タンクローリーの輸送は今回が初めてであった。

なお、この給油支援は同月12日(木)まで実施され、これ以降は道路環境が改善されたことで、ほぼ平常どおりの配送が可能となり、ガソリンスタンドの在庫不足は解消された。



呉基地に入港する輸送艦「しもきた」
(写真提供:海上自衛隊)



輸送艦「しもきた」から出発するタンクローリー
(写真提供:海上自衛隊)

6 その他の被災者支援

(1) 被災者支援窓口の設置

豪雨災害により生活環境が一変した被災者にとって、新たな生活の基盤となる住まいや日常生活用品の提供のほか、生活資金などをはじめとした経済的な支援が不可欠であった。

このため、7月14日(土)から市役所1階に「被災者支援窓口」を設置するとともに、被災者からの相談専用電話を設置し、被災者支援に関するワンストップの相談窓口として、各種支援制度に関する情報の提供や相談対応を行った。

また、天応・安浦市民センターに相談窓口を開設したほか、関係機関における取組として、金融庁及び中国財務局による金融取引に関する相談専用ダイヤルの設置や、広島弁護士会呉地区会や広島司法書士会呉支部等による無料相談会なども開催された。

表 被災者支援窓口の業務内容

<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での被災者の生活上の相談受付(生活再建, 住まい, ごみ, 給水, 道路, 交通等) ・被災者支援に関する情報提供 ・土のう袋, ブルーシートの配布 ほか
--

表 被災者支援窓口の開設時間の変遷

日付	開設時間
7/14(土)～8/31(金)	(平日) 8:30～20:00 (休日) 8:30～17:00
9/1(土)～9/30(日)	(平日) 8:30～19:00 (休日) 8:30～17:00
10/1(月)～10/26(金)	(平日) 8:30～19:00 ※相談件数減少による休日の閉所
10/29(月)～	(平日) 8:30～17:15

※天応・安浦市民センターの相談窓口は7/23(月)から開設し、天応は9/2(日)まで、安浦は9/16(日)まで開設

表 被災者支援窓口における相談件数(令和2年3月末時点)

(単位:件)

区分	相談内容									合計	
	生活再建	住まい	ごみ	給水	道路	交通	土砂	断水	その他		
平成30年度	7月	143	60	20	10	12	17	127	13	446	848
	8月	107	36	12		10	4	98		280	547
	9月	48	19	4		5	5	48		125	254
	10月	52	20	1		4		36		98	211
	11月	20	17					19		40	96
	12月	10	7	2		1		7		26	53
	1月	11	4	1				12		27	55
	2月	3	1					2		19	25
令和元平成31年度	3月	7	1					7		6	21
	4月	7	7			1		2		5	22
	5月	5	3				1	4		5	18
	6月	4	4			1		4		12	25
	7月	3	3	1				3		7	17
	8月	3						5		2	10
	9月	2						2		2	6
10月～3月	4	5					1		9	19	
合計	429	187	41	10	34	27	377	13	1,109	2,227	

※市役所1階に設置した「被災者支援窓口」における相談件数

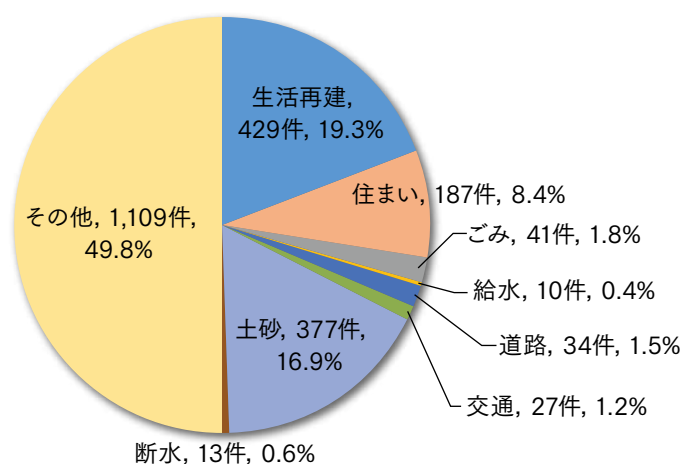


図 被災者支援窓口における相談内容
(7月14日(土)～令和2年3月31日(火)までの累計)

表 被災者支援窓口における土のう袋等配布状況

配布月	受付件数	土のう袋	ブルーシート
7月計	449件	42,356枚	91枚
8月計	148件	13,087枚	56枚
9月計	52件	3,505枚	24枚
10月計	41件	3,325枚	9枚
合計	690件	62,273枚	180枚

※10/30(火)終了

中国財務局ホームページ

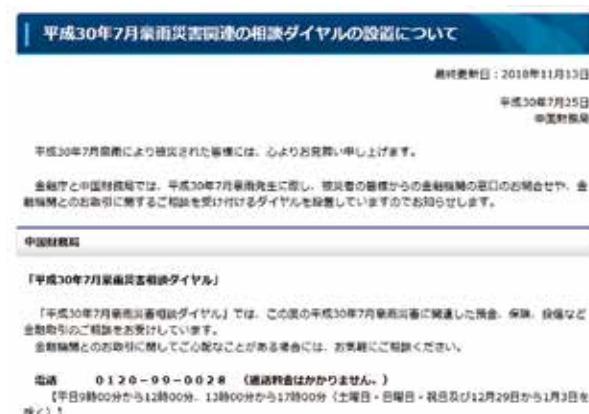


表 関係機関による無料相談会開催状況

区分	開催日等
広島弁護士会呉地区会による無料法律相談	7/11(水)～12/27(木)の平日 13:00～15:00
広島司法書士会呉支部による無料法律相談	7/18(水)～12/27(木)の平日 10:00～12:00
広島県行政書士会呉市支部による出張相談	8/21(火)～31(金)の全日 10:00～16:00
総務省中四国管区行政評価局行政相談課による特別相談	8/27(月)・9/25(火) 安浦まちづくりセンター 9/11(火) 音戸市民センター

(2) 生活再建支援

① 災害に関する各種給付等

ア 災害義援金

7月12日(木)から日本赤十字社広島県支部により豪雨災害義援金^{*1}の受付が開始され、本市においても福祉保健部福祉保健課を中心に受付の準備を進め、翌13日(金)から市内19か所(市役所1階ロビー、各市民センター17か所、大和ミュージアム)に義援金の募金箱を設置するとともに、義援金受入用口座(ゆうちょ銀行及び広島銀行)を開設し、市ホームページへの掲載などによる広報を実施した。

多くの方々からの善意として預った義援金は、日本赤十字社を通じて広島県に送金され、県内市町へ配分された後、被災者へ届けられる仕組みとなっており、本市に寄せられた義援金は、定期的に日本赤十字社広島県支部へ送金している。

被災者への義援金については、広島県の配分委員会で決定された各市町への配分額をもとに、市の配分委員会^{*2}での決定を経て配分されることとなる。

本市では、8月17日(金)から義援金の申請受付(既に受付を開始していた災害見舞金等の申請者は申請不要)を開始した。

なお、これまで4次にわたって被災者へ配分され、その配分総額は、18億4,075万円で、対象件数は、1,822件となっている。(令和2年3月末現在)



市役所1階に設置された義援金の募金箱

^{*1}平成30年7月広島県豪雨災害義援金

募集主体:日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、NHK広島放送局、NHK厚生文化事業団、広島県
受付期間は、これまで二度の延長がなされ令和2年6月30日(火)までとなっている。

^{*2}平成30年7月呉市豪雨災害義援金配分委員会(平成30年8月10日設置要綱制定)

表 災害義援金の配分額(1次から4次配分まで)

(単位:円)

区分		1次配分	2次配分	3次配分	4次配分	計
人的被害	亡くなられた方	50,000	1,750,000	500,000	200,000	2,500,000
	重傷者	50,000	850,000	250,000	100,000	1,250,000
住居被害	住居全壊	50,000	1,750,000	500,000	200,000	2,500,000
	住居半壊	50,000	850,000	250,000	100,000	1,250,000
	一部損壊	50,000	310,000	100,000	40,000	500,000
市配分委員会開催日		(H30)8/15	(H30)10/16	(H31)2/22	(R元)6/25~28	

(注)人的被害と住居被害の両方を受けた場合には、それぞれ配分する。

一部損壊には、床上浸水を含む。

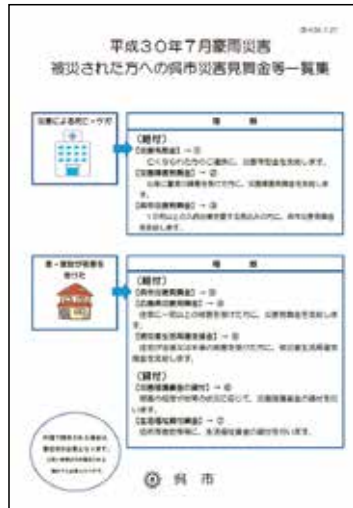
第4回の市配分委員会は、会議によらず書面審議により決定

イ 災害見舞金等の支給

発災以降、被災者の生活再建に向けた支援として、市災害見舞金の支給を担当する福祉保健部福祉保健課で申請受付等の準備を行っていたが、罹災証明書等の発行手続が進む中、被災者生活再建支援法の適用や災害弔慰金等の支給についての通知等があり、こうした各種支援制度の被災

者への周知、申請受付の実施方法などを整理する必要があった。

特に、被災者が行う申請手続に係る負担感を軽減するためには、円滑かつ正確に受付を行う必要があり、各種支援制度の概要や必要な手続等を記載した「市民向けリーフレット」を作成するとともに、呉市社会福祉協議会や呉市赤十字奉仕団が支給する見舞金制度における申請手続の効率化のため、個人情報提供同意を兼ねる申請書様式に変更するなどの工夫を行った。



代償で請求される場合は、負担が必要となります。
 ※同一世帯の方が請求される場合でも必要となります。

呉市災害見舞金等の必要書類一覧表

● 原本を保持 △ 加算支援金申請時のみ必要

見舞金等	詳細区分	災害証明書	被災証明書	減免証明書	戸籍簿	居住票(世帯主名)	前住居(世帯主名)	前住居(世帯主名)	前住居(世帯主名)	前住居(世帯主名)	前住居(世帯主名)	前住居(世帯主名)	その他
① 災害弔慰金	① 災害弔慰金												「死亡診断書(複製書)」(写し可)
	② 災害障害見舞金												「診断書(呉市指定の様式)」
③ 呉市災害見舞金	③ 呉市災害見舞金												「診断書(呉市指定の様式)」
	④ 呉市災害見舞金	全壊・半壊・床上浸水											「診断書」 申請時に提出するものによる。(写し可)
	⑤ 広島県災害見舞金												
	⑥ 被災者生活再建支援金	全壊世帯 大規模半壊世帯 軽微世帯											
	⑦ 被災者生活再建支援金	半壊 軽微世帯											「被災者生活再建支援金申請書」(写し可)

※1 「市・県政関係団体職員選挙権者(市町・特別区)」は、てくられた方又は障害を受けた方が世帯の世帯主として選挙権を有している場合に必要
 ※2 「災害証明書」、「被災証明書」、「減免証明書」の提出は、申請書の提出と同時に、選挙権関係の世帯主(世帯主)に提出する。

◁△市民向けリーフレットの一部(H30.7.27改訂版より抜粋)

こうした災害見舞金等の申請については、7月23日(月)から市役所1階ロビーに申請受付用の特設窓口を設けるとともに、被災者支援窓口、福祉保健部福祉保健課及び市内全ての市民センターで一斉に受付を開始した。また、罹災証明書等の発行状況から多くの受付件数が見込まれた地区の市民センターには、申請受付や確認業務を迅速に行うため、次のとおり応援職員を一定期間派遣して対応した。

- 吉浦市民センター 7月23日(月)、7月24日(火)
- 天応市民センター 7月23日(月)～9月2日(日)
- 安浦市民センター 7月23日(月)～9月16日(日)

なお、これら災害見舞金等については、被災者台帳を活用し、支援対象者(未申請者)の把握を行い、未申請者への申請勧奨を実施している。

表 災害見舞金等の概要及び実績

制度の名称	制度の概要	実績(R2年3月末)
災害弔慰金	災害により死亡された方の遺族に支給 生計維持者の死亡:500万円, その他の者の死亡:250万円	支給件数(直接死) 23件 支給件数(関連死) 4件
災害障害見舞金	災害により心身に重度の障害を受けた方に支給(労災保険の障害等級1級相当の障害) 生計維持者の障害:250万円, その他の者の障害:125万円	支給実績なし
呉市災害見舞金	住家に被害を受けた世帯, 1か月以上の入院治療を要する重症を負った方に支給 全壊・流失:1世帯につき6万円 半壊:1世帯につき4万円 床上浸水:1世帯につき2万円 重傷者:3万円	支給件数 全壊:154件, 半壊:739件 床上浸水:458件, 重傷者:7件
広島県災害見舞金	住家に被害を受けた世帯に支給 全壊:1世帯につき30万円, 半壊:1世帯につき10万円	受付件数 901件 (見舞金は広島県から直接支給)
災害見舞金(社会福祉協議会)	災害により死亡された方の遺族, 住家に被害を受けた世帯に支給 死亡:1万円, 全壊・流失:1世帯につき1万円 半壊:1世帯につき5千円	-
被災者生活再建支援金	災害により住家が全壊, 大規模半壊又は半壊解体となった世帯等に対し, 住家の被害程度に応じて支援する基礎支援金と, 住家の再建方法に応じて支援する加算支援金を支給(支給額は基礎支援金と加算支援金の合計額) 基礎支援金:最高100万円(単身世帯75万円) 加算支援金:最高200万円(単身世帯150万円)	受付件数 353件 (支援金は公益財団法人道都府県センターから直接支給)

② 各種減免制度

ア 市税・保険料等の減免

被害の程度に応じて適用される各種の減免については、前述の給付手続と同様に、被災された方が迅速に申請を行うことができるよう、手続の簡素化が必要であった。

7月12日(木)からは、固定資産税及び都市計画税に係る減免申請の受付を開始していたが、市税・住宅・福祉の分野に関係する3部8課(財務部市民税課・資産税課、都市部住宅政策課、福祉保健部保険年金課・介護保険課・障害福祉課・子育て支援課・子育て施設課)で、これら申請手続の簡素化について協議し、共通の申請様式とする減免申請書を作成することとした。

この統一様式の減免申請書は、同月14日(土)から罹災証明書発行に係る被災家屋の現地調査が開始されることを踏まえ、同月13日(金)に様式を調製し、現地調査時においても申請書を配布するなどの対応を行った。また、これらの減免内容を共通チラシ「減免のお知らせ」として作成し、同月25日(水)から申請受付窓口等での配布を開始した。

平成30年7月豪雨災害に係る減免申請書

平成 年 月 日

呉市長 様

申請書 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話番号 (自 宅) _____

(勤務先) _____

(携 帯) _____

電話番号がわかる番号を記入してください。

次の市税、保険料、利用料等の減免を申請します。

【申請書】申請項目(申請項目をチェックしてください)

固定資産税	<input type="checkbox"/> 固定資産税、都市計画税	<input type="checkbox"/> 農業者の固定資産税・都市計画税
市民税	<input type="checkbox"/> 市・市民税	
保険年金課	<input type="checkbox"/> 国民健康保険料	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料
介護保険課	<input type="checkbox"/> 介護保険料	<input type="checkbox"/> 介護サービス利用料
障害福祉課	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等利用者負担額	
子育て支援課	<input type="checkbox"/> 保育所等利用者負担金	
子育て支援課	<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業	
住宅政策課	<input type="checkbox"/> 市営住宅使用料	

姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
姓	名	姓	名	姓
姓	名	姓	名	姓
姓	名	姓	名	姓

【交付印】 減免の状況を記入してください。

(災害発生) 居住用 事業用

(災害程度) 全壊 半壊・大規模半壊 床上浸水

その他 (_____)

損害保険等の保険金による補てんの有無

あり なし 不明

※ 該当する欄のいずれか1箇所に提出してください。

【添付書類】

① 罹災証明書(写し等) ※①は「固定資産税、都市計画税」は不要

② 補てんされた金額のわかる書類(保険会社からの損害補てん金計算書、保険金支払通知書等)

※②は市・市民税、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に申請する場合のみ必要

△ 統一様式の減免申請書(表面)

▽ 減免のお知らせ(共通チラシ)

平成30年7月豪雨により被災された方へ
～市税・保険料・利用料等「減免のお知らせ」～

このたびの災害により被災された方におかれましては、心より御哀悼申し上げます。呉市では、被災状況に応じて市税・保険料・利用料等の減免適用を受けいただける申請を、各種申請窓口及び各市民センターにて受付しておりますので、御利用ください。

罹災証明書交付申請(受付窓口・各市民センター) → 罹災証明書(自治体発行、自治体発行後、被災者支援センターへ提出) → 被災者支援センター(被災者支援センター) → 減免申請書提出(申請書は「返付」を併せて提出してください) → 減免申請書が送られてきたら...

減免制度の概要、お問い合わせ先は、次のとおりです。

税金関係

【固定資産税・都市計画税】 資産税課 TEL:(0823)25-3236
床上浸水または家屋・土地の25%以上に被害がある場合、平成30年度2期分から減免します。風水害に際し、罹災証明書の提出は不要です。

【市・市民税】 市民税課 TEL:(0823)25-3339
居住している自宅又は家財の被害金額が、その自宅又は家財の価格の10%以上である方で、前年中の合計所得金額が1,900万円以下の方は対象となります。
(注) 被害金額は、保険金等による補てん金額を差し引いて算定します。
(添付書類) ・ 罹災証明書(写し等)
・ 保険金等により補てんされた金額のわかる書類(保険金支払通知書等)
※ 災害によりお亡くなりになった場合や障害者となった場合も減免します。市民税課へお問い合わせください。

住宅関係

【市営住宅使用料】 住宅政策課 TEL:(0823)25-3361
災害により容易に避難しなかった被害を受けた場合に、復旧した費用に応じて家賃を減免します。

呉市 ※ 詳しい内容につきましては、各担当課へお問い合わせください。

福祉関係

【添付書類】

① 罹災証明書(写し等)

② 補てんされた金額のわかる書類(保険金支払通知書等)

※ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療に際しては、併せて①②の添付書類が必要となります(災害の被害の程度は、不要)

【国民健康保険料】 保険年金課 TEL:(0823)25-3133
災害により、住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合又は主たる事業の用に供する資産に受け入れた被害額(保険金等により補てんされた額を除く。)所得による額額あり。)が資産額の20%以上の場合、災害が発生した日から1年以内に対象する納期に係る保険料を12.5～100%までの割合で減免します。

【後期高齢者医療保険料】 保険年金課 TEL:(0823)25-3136
災害により、住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合、災害が発生した日から1年間の保険料全額を半額で減免します。

【介護保険料】 介護保険課 TEL:(0823)25-3176
災害により、住家の全壊(全額)、半壊・床上浸水(半額)、生計維持者の死亡・疾病など、一定の要件に該当する場合、災害が発生した日から1年以内の納期に係る保険料を減免します。

【介護サービス利用料】 介護保険課 TEL:(0823)25-2626
災害により、住家の全半壊・床上浸水、生計維持者の死亡・疾病など、一定の要件に該当する場合、介護サービス事業所の窓口でその旨を申請することで、介護サービス費に係る利用者負担額(食費、居住費(滞在費)、日常生活費用等を除く。)を免除します。(平成30年8月末まで)

【障害福祉サービス等利用者負担額】 障害福祉課 TEL:(0823)25-3135
自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、罹災証明書の提出により、被災した月の属する月(平成30年7月)から1年間、利用者負担額を免除します。

【保育所等利用者負担金】 子育て施設課 TEL:(0823)25-3144
自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、罹災証明書の提出により、被災した月の属する月(平成30年7月)から1年間、保育料の全額または一部を免除します。

【放課後児童健全育成事業】 子育て支援課 TEL:(0823)25-3234
自宅建物が全壊・半壊・一部損壊・床上浸水の被災をされた方は、罹災証明書の提出により、被災した月の属する月(平成30年7月)から1年間、参加費を免除します。

呉市 ※ 平成30年8月3日現在の制度内容です。詳しい内容につきましては、各担当課へお問い合わせください。市税・保険料・利用料等のご納付が難しい場合は、ご相談ください。

こうした共通様式による減免申請手続の迅速化・簡素化の取組は、申請受付を担当した応援職員が他制度の内容を十分把握できておらず、一部で対象外の申請を受け付けるなどの事務処理上の誤りもあったが、被災者の負担軽減や利便性の向上を一定程度図ることができた。

なお、平成30年11月には、財務部市民税課、福祉保健部保険年金課・介護保険課による未申請者への申請勧奨を共同で実施するとともに、市政だよりや市ホームページ等で周知を図った。

表 市税・保険料等の減免の状況

減免制度の区分	減免制度の概要	実績(R2年3月末)
固定資産税・都市計画税の減免	土地・家屋・償却資産について、災害により減少した価値の程度により、10分の4から10分の10までの割合で減額又は免除	受付件数 1,856件 承認件数 1,353件
市民税の減免	居住に係る住宅又は家財の損害の程度により、前年の合計所得金額に応じて、8分の1から10分の10までの割合で減額又は免除	受付件数 1,639件 承認件数 1,074件
国民健康保険料の減免	災害により住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合又は主たる事業の用に供する資産に受けた損害額(保険金等により補填された額を除く。所得による制限あり。)が資産の20%以上の場合、災害が発生した日から1年以内に到来する納期に係る保険料を12.5～100%の割合で減免	受付件数 531件 承認件数 474件
後期高齢者医療保険料の減免	住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合、災害が発生した月から1年間の保険料全額を月割で減免	受付件数 695件 承認件数 640件
介護保険料の減免	災害により住家の全壊(全額)、半壊・床上浸水(半額)、生計維持者の死亡、傷病、収入の減少など一定の要件に該当する場合、申告により災害が発生した日から1年以内の納期に係る保険料を減免	受付件数 1,637件 承認件数 1,136件
国民年金保険料の免除	被害が著しいことにより保険料納付が困難な場合、保険料を免除(所有財産のおおむね2分の1以上の損害)	受付件数 18件 承認件数 12件
介護サービス利用料の免除・総合事業サービス(指定事業所提供分)利用料の免除	〈H30年12月利用分まで〉 住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する方は、介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで、利用者負担額(食費、居住費、日常生活費用等を除く。)の支払を免除 〈H31年1月～R元年6月利用分まで〉 市が発行する一部負担金免除証明書を介護サービス事業所等に提示した方のみ対象	受付件数 241件 承認件数 227件
障害福祉サービス等利用者負担額の免除	災害により自宅建物が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた場合、罹災証明の提出により、障害福祉サービス等の利用者負担額を平成30年7月から1年間免除	受付件数 18件 承認件数 18件
国民健康保険の一部負担金(窓口負担)の免除	〈H30年12月診療分まで〉 住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する場合、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、診療等に係る一部負担金(窓口負担)の支払を猶予・免除	受付件数 11,122件 承認件数 11,121件
後期高齢者医療の一部負担金(窓口負担)の免除	〈H31年1月～R元年6月診療分まで〉 市などが発行する一部負担金免除証明書と保険証の両方を医療機関等に提示した方のみ対象	受付件数 505件 承認件数 503件
保育料の減免	保育所等入所児童の属する世帯が現に居住している住宅等が災害による被害を受けた場合、罹災証明書の提出により、保育料の全額又は一部を平成30年7月から1年間免除(全壊:全額、半壊:半額、一部損壊・床上浸水:25%減免)	承認件数 2,851件
放課後児童会分担金の減免	自宅建物が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被災された場合、罹災証明書の提出により、放課後児童会分担金を平成30年7月から1年間免除	承認件数 70件

イ その他の手数料・使用料等の減免

前述のような市税や保険料等の減免のほか、融資や住宅の入居手続に必要な住民票や所得証明書など、生活再建に向けて必要となる各種証明書の交付手数料や、災害により死亡された方の斎場使用料、断水等の影響を受けた世帯への上下水道料金等について減免措置を講じた。

表 手数料・使用料の減免の状況

減免制度の区分		減免制度の概要	実績(R2年3月末)
手 数 料	税務関係証明手数料の免除	被災に係る融資、公営住宅入居手続など、被災や復旧に関する手続に必要な税務関係証明書(納税証明書、所得証明書等)の交付手数料を免除	免除件数 512件
	住民票等交付手数料の免除	被災に係る融資、公営住宅入居手続など、被災や復旧に関する手続に必要な証明書(住民票、印鑑登録証明書等)の交付手数料を免除	免除件数 6,426件
	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	被災された方が通知カード、マイナンバーカードを紛失、消失、又は著しく損傷した場合の再交付手数料を免除	免除件数 124件
	確認申請手数料等の免除	被災により滅失又は損壊した建築物等を復旧(建築、築造、大規模修繕等)する場合における建築確認等に係る手数料を免除	免除件数 23件
	消防関係手数料の免除	被災した危険物施設を復旧する場合の設置・変更許可申請等に係る手数料を免除	免除実績なし
使 用 料	有線テレビジョン放送施設使用料の減免	半壊又は床上浸水以上の被害を受けた加入者に対し、2か月分(平成30年7・8月分)の使用料を免除	免除件数 5件
	斎場使用料の免除	災害により死亡された方に対する斎場使用料を免除 ※呉市斎場・東部火葬場での実績(市外の死亡者含む。)を掲載	免除件数 37件
	上下水道料金等の減免	断水した世帯にかかる上下水道料金等の平成30年7月分の基本料金を免除 居住用の家屋が、全壊、半壊、一部損壊及び床上・床下浸水した場合に上下水道料金等を免除 ①被災された方の上下水道料金等(2か月分) ②転入居先の上下水道料金等(最長2年分)	免除世帯数 70,345世帯 ① 2,006件 ② 428件

③ 期限延長・要件の緩和

ア 市税の申告・納付等の期限延長

7月19日(木)に、国税庁から被災者に対する申告等の期限の延長についての告示があり、これを受け、本市でも翌20日(金)に告示(呉市告示第276号の2)を行い、国税に準じた市税の申告・納付等に関する期限の延長を行った。また、10月17日(水)に、国税庁の告示にあわせ、次表のとおり申告・納付等の期限を指定する告示を行った。

表 市税の申告・納付等の期限延長

税の種類	期別等	本来の納期限等	延長後の納期限等
平成30年度 固定資産税・都市計画税	第2期	H30年7月31日(火)	H30年11月30日(金)
	第3期	H30年12月25日(火)	変更なし
	第4期	H31年2月28日(木)	変更なし
平成30年度 個人市民税・県民税(普通徴収)	第2期	H30年8月31日(金)	H30年11月30日(金)
	第3期	H30年10月31日(水)	H31年1月31日(木)
	第4期	H31年1月31日(木)	H31年4月1日(月)
平成30年度 個人市民税・県民税(給与特別徴収)	6月分～10月分	徴収した月の翌月10日	H30年12月10日(月)
	11月分以降	徴収した月の翌月10日	変更なし
上記以外のもので、H30年11月26日(月)までに申告・納付等の期限が到来するもの			H30年11月27日(火)

イ 有効期限等の特例延長

特定非常災害の指定により、行政上の権利利益に係る満了日の延長などの特別措置が講じられたことを受け、警察庁などの各関係機関において、運転免許証や自動車検査証の有効期間の延長等の手続が行われた(P75・76「特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定」を参照)。

本市においても、障害福祉サービス受給期間や要介護及び要支援認定等の有効期間の期限延長について、対象者への周知や延長手続の案内を行ったが、介護支援専門員をはじめとする関係者の協力により認定申請や訪問調査等の認定手続は通常どおり行われ、有効期間の特例延長の適用を受けた者はいなかった。

ウ 所得制限の緩和

乳幼児等医療費助成制度などでは、受給要件として所得制限が設けられているが、災害により住家が全壊、半壊、又はこれに準ずる被害を受けた方については、所得制限による受給要件を緩和し、受給対象者とした。

表 受給要件の緩和の状況

制度の名称	適用実績
乳幼児等医療費助成制度	8人(6世帯)
重度心身障害者医療費支給制度	2人
特別児童扶養手当	0人(該当なし)

④ 貸付制度(個人向け)

今回の災害は、7月11日(水)に国から各都道府県を通じて災害弔慰金の支給等に関する法律が適用された旨の通知があり、次表のとおり災害援護資金や生活福祉資金の貸付けを行った。

なお、災害援護資金については、9月19日(水)に広島県から貸付金償還金の利子補給実施についての通知があったため、同月21日(金)に呉市災害援護資金利子補給金交付要綱を制定し、実質無利子となる対応を整えたが、当該制度の申請受付期限が10月末日であったことから、無利子が確定してからのきめ細かな広報が困難な状況であった。

表 被災者への貸付制度(個人向け)

貸付金の名称	貸付制度の概要	貸付実績
災害援護資金	災害により負傷、全壊、半壊又は家財の3分の1以上の損害が生じた世帯に資金を貸付け(所得制限あり) 貸付限度額:350万円 申請期限 H30年10月31日(水)	貸付件数 6件 貸付金額 12,100千円
生活福祉資金 (社会福祉協議会)	【災害援護費貸付】 災害により臨時に必要となる費用を貸付け (災害援護資金の対象となる者は対象外) 貸付限度額:150万円	利用実績なし
	【住宅補修費貸付】 災害により被害を受けた住宅の補修・改修等に必要となる費用を貸付け(災害援護資金の対象となる者は対象外) 貸付限度額:250万円	利用実績なし
	【緊急小口資金の特例貸付】 災害により当座の生活費が必要な世帯へ貸付け 貸付額:原則1世帯1回限り10万円(特別な場合は20万円)	貸付件数 56件 貸付金額 7,000千円
母子父子寡婦福祉資金	災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、母子・父子・寡婦世帯が住宅の建設、購入、改修等を行う場合、貸付限度額を150万円から200万円に引上げ	利用実績なし

⑤ その他の支援

ア 税の軽減措置に関する説明会の開催

災害による住宅や家財などに損害を受けた方に対する税制上の措置として、雑損控除^{※3}等の適用があり、平成30年分の税の申告に向け、呉税務署と共同で雑損控除等についての説明会や個別相談会を開催した。

○雑損控除等の説明会

雑損控除や災害減免法に係る軽減・減免制度、必要書類等の説明、個別相談会への案内

表 雑損控除等の説明会の開催状況

開催日	会場
11/20(火)	音戸まちづくりセンター 2階ホール
11/21(水)	安浦まちづくりセンター きらめきホール
11/22(木)	くれ絆ホール
11/28(水)	昭和まちづくりセンター 3階ホール
11/30(金)	オークアリーナ ミーティングルーム
12/2(日)	天応まちづくりセンター 3階ホール
12/3(月)	
12/9(日)	安浦まちづくりセンター 2階中ホール



雑損控除等説明会
(天応まちづくりセンター 12/2撮影)

○個別相談会

損失額及び災害関連支出額を算出し、申告のための計算書の作成等の支援を実施

表 個別相談会の開催状況

開催日	会場
12/11(火)	呉税務署 呉地方合同庁舎3階会議室
12/12(水)	オークアリーナ ミーティングルーム
12/13(木)	安浦まちづくりセンター 2階中ホール
12/14(金)	
12/20(木)	
12/16(日)	安浦まちづくりセンター三津口分館 1階ホール
12/17(月)	天応まちづくりセンター 3階ホール
12/18(火)	
12/19(水)	
12/23(日)	
12/25(火)	昭和まちづくりセンター 1階講座室
12/26(水)	音戸まちづくりセンター 2階講座室



呉税務署での個別相談会の
相談ブース(12/11撮影)

※3 雑損控除

災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に受けることができる所得控除

(3) 被災児童・生徒への支援

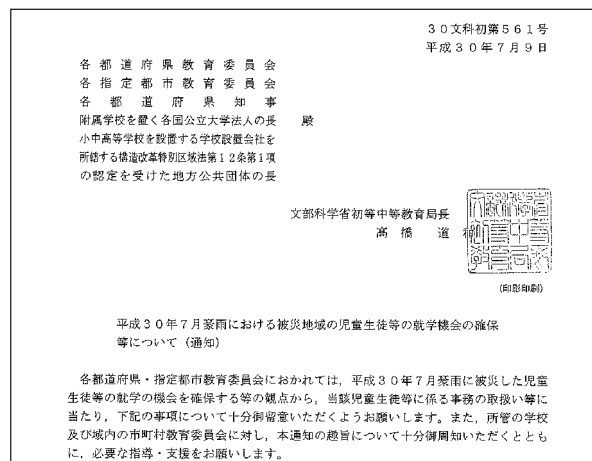
平成30年7月9日付文部科学省通知「平成30年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」を受け、被災した児童・生徒の就学を支援するため、就学援助制度に準じた費用の一部支援や区域外学校への柔軟な受入体制の整備など、被災世帯の負担の軽減を図った。

① 就学援助

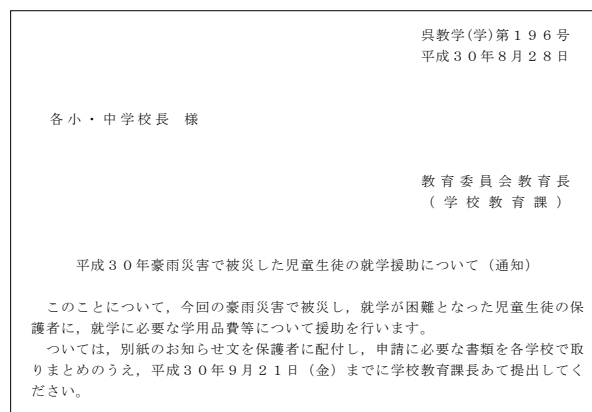
就学援助については、教育部学校教育課において、7月23日(月)に近隣市町等との情報交換を行うなど、実施に向けた検討に着手し、8月21日(火)に方針を決定した上で、同月28日(火)に各小・中学校長宛に通知した。

なお、通常の就学援助制度においては申請月から支給しているが、今回の災害における措置については、災害が発生した7月に遡及し支給することとした。

9月21日(金)の第1回申請締切後も随時受付を行い、最終締切とした12月28日(金)までの間に、小学校9校101人の児童、中学校7校43人の生徒への援助を決定し、平成31年3月末まで実施した。



文部科学省初等中等教育局長通知(抜粋 7/9)



教育長通知(抜粋 8/28)

表 援助の対象条件

援助の対象者	呉市内に在住し、今回の豪雨災害で居住する家屋が被災した児童・生徒の保護者(すでに就学援助を受けている児童・生徒は除く。)
対象となる被害の状況	家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を含む。)となった場合

表 援助の内容

区分	学用品費等	校外活動費	修学旅行費	学校病	学校	通学費
		(泊を伴うもの)		医療費	給食費	
小学校	1年	9,742円	実費 (限度額あり)	実費	実費	実費
	2~6年	11,414円				
中学校	1年	18,442円	実費 (限度額あり)	実費	実費	実費
	2・3年	20,115円				

② 学用品等の支給

今回の災害では、災害救助法が適用されたことから、教育部学校教育課において、住宅が床上浸水以上の被害を受け、学用品等が流出・汚損等で使用できなくなった児童・生徒に対して、学用品等の支給を実施した。実施に当たっては、2学期からの授業に支障を来さないよう夏季休業中に一括購入を行い、8月20日(月)から、順次、支給を開始して、9月3日(月)の2学期開始日までには、小学校3校74人の児童、中学校6校43人の生徒に対して支給が完了した。

表 1人当たり学用品支給品名

【小学校低学年】		【小学校中・高学年】		【中学校】	
品名	数量	品名	数量	品名	数量
ノート(4冊)	4	ノート(4冊)	4	ノート(B5)	10
鉛筆(1ダース)	1	鉛筆(1ダース)	1	鉛筆(1ダース)	1
消しゴム	2	消しゴム	1	消しゴム	2
クレヨン(12色)	1	下敷き	1	シャープペンシル	2
絵の具(12色)	1	定規セット7点	1	蛍光ペン(5色)	1
絵筆(3本)	1	色鉛筆(12色)	1	3色ボールペン	1
パレット	1	はさみ	1	フラットファイル10冊	1
下敷き	1	液体のり	1	修正テープ	1
定規4点セット	1	墨汁	1	下敷きA4(透明)	1
色鉛筆(12色)	1	毛筆筆(太)	1	定規セット7点	1
はさみ	1	毛筆筆(細)	1	色鉛筆(12色)	1
液体のり	1	書道下敷き	1	はさみ	1
スティックのり	1			スティックのり	1
				ネームペン	1

③ 被災児童・生徒の受入

被災に起因する一時的な避難により転居を余儀なくされた児童・生徒のうち、被災前と同じ学校に通学することが困難となった児童・生徒4人に対し、教育部学校教育課において、就学の機会を確保するため、住民票の異動が伴わなくても、現在居住する地域の学校への就学を許可し、弾力的な受け入れ対応を行った。なお、4人とも3学期から被災前と同じ学校に戻り、通学することとなった。

④ 被災児童・生徒の通学支援

教育部教育総務課では、7月8日(日)に、児童・生徒の被災後の通学手段について情報収集し、公共交通機関の運休状況や、被災に起因する転居等により徒歩等での通学が困難となった児童・生徒に対して、同月17日(火)から順次再開する小・中学校の開校時期に合わせて、通学に関する支援を実施した。

公共交通機関が利用できない通学区間については、対象となる児童・生徒数に応じて、バス若しくはタクシーの臨時運行による通学支援を実施し、公共交通機関の復旧等により、通学環境が

改善され、当該支援を終了した3月22日(金)までの間に、332人の児童・生徒にスクールバス・タクシーによる通学支援を実施した。

また、公共交通機関が整備されている通学区間においては、これを利用する児童・生徒12人の保護者に対して、2学期から運賃の補助を行った。

⑤ 被災児童・生徒の心の支援

被災によるストレス反応に適切に対処するため、広島県は7月15日(日)からスクールカウンセラーを避難所3か所、小学校11校、中学校8校に緊急派遣し、児童・生徒の状況把握、カウンセリング等を実施し、専門家による心のケアを図った。

表 スクールカウンセラーの派遣先

避難所	3	天応まちづくりセンター	安浦まちづくりセンター	畑老人集会所
小学校	11	広南	坪内	荘山田
		吉浦	天応	昭和南
		音戸	安浦	安登
中学校	8	仁方	東畑	吉浦
		川尻	音戸	倉橋

表 派遣実績(令和2年3月末日時点)

派遣延数(延日数)	カウンセリング人数(延人数)		
	小学生	中学生	保護者
362日	401人	169人	100人

令和2年3月末日現在、緊急な状態の児童・生徒はいないものの、継続支援が必要と認められる児童2人(小学校2校)に対し、引き続きカウンセリングを実施している。

さらに、教職員を対象としたスクールカウンセラーによる研修や、個別の児童・生徒の支援について共通理解を図るための関係者によるケース会議を令和2年3月末日時点で延べ87回実施し、教職員の心のケアに関する知識・理解の向上と情報共有を図った。

さらに、被災した児童・生徒の心の元気を育てるため、ボランティア団体や民間企業等、多方面からの支援によるマリンスポーツやスキー等の体験活動や地域との交流活動などを学校内外で実施した。



がんばろう広島! B&G海遊び・マリンスポーツ体験(10/27撮影)

(4) 応急復旧と今後の取組についての説明会

① 被災後の説明会

被災から1か月が経過した8月に、特に大きな被害が発生した天応地区、安浦町市原地区、中畑・下垣内地区、安浦地区(全体)の4か所において、広島県と本市の合同による「平成30年7月豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会」を開催した。

広島県からは地域振興部長、本市からは市長をはじめ、関係職員による資料説明の後、参加者からの質問等に答える形式で実施した。

ア 天応地区

開催地区	開催日	開催時間	開催場所	参加者数
天応地区	8/4(土)	11:00～13:00	天応小学校体育館	約340人

説明会では、広島県と本市が資料に沿って砂防、崖、道路、河川、がれき処理の応急復旧の工程、土砂撤去の工程、生活支援・生活再建工程について説明し、参加者からは、早期の土砂撤去の要望や道路の早期復旧などについて様々な意見が寄せられた。



天応地区説明会の様子(8/4撮影)



安浦地区説明会の様子(8/19撮影)

イ 安浦地区

開催地区	開催日	開催時間	開催場所	参加者数
市原地区	8/17(金)	18:30～20:00	市原集会所	約40人
中畑・下垣内地区	8/18(土)	19:00～21:00	中畑自治会館	約70人
安浦地区(全体)	8/19(日)	18:00～23:30	安浦まちづくりセンター (きらめきホール)	約400人

安浦地区は、市原地区、中畑・下垣内地区においては、土石流による農地・農業基盤施設等への大きな被害、また安浦駅周辺地区においては、野呂川・中畑川等の氾濫による浸水被害と、被災状況が異なるため、3会場に分けて説明会を実施した。

説明会では、広島県と本市が資料に沿って治山、道路、河川、がれき処理、農地の応急復旧の工程、生活支援・生活再建工程について説明し、参加者からは、野呂川ダムの放流、河川の浚渫、義援金の配分などについて様々な意見が寄せられた。

ウ 質問等への対応

説明会では、災害復旧や生活再建等に関して多方面にわたる質問が出され、説明会終了後に、罹災証明や宅地内土砂の撤去などの各種相談窓口を設置して、個別の相談にも対応した。

また、この説明会での質問に対する当日の応答や、今後の取組の方向性、各項目における広島県・呉市の担当部局等を記載した資料について、市ホームページで公開するとともに、該当する地区の自治会における回覧を実施した。

平成30年7月豪雨災害に係る生活支援・生活再建工程(安浦)

資料3

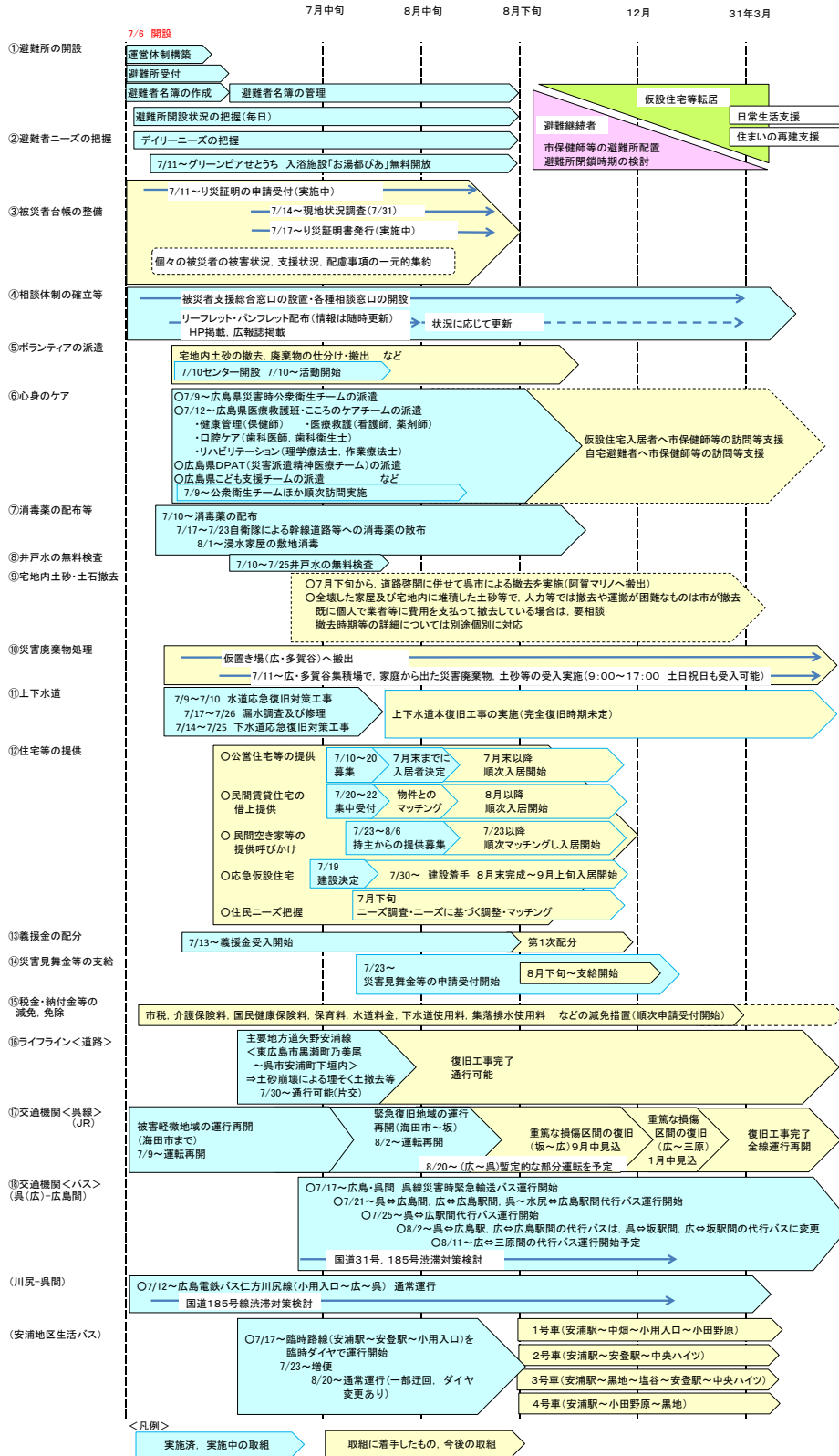


図 安浦地区説明会資料(抜粋)

7 行幸啓

天皇皇后両陛下(当時[※])は、大規模災害が発生した際には、現地に赴かれ、犠牲者を悼み、被災者を慰め、救援活動に携わる人々を励ましておられ、今回の災害においても、9月21日(金)に本市と愛媛県西予市をお見舞いのため訪問された。

なお、今回の災害による天皇皇后両陛下の被災地へのご訪問は、同月14日(金)の岡山県倉敷市へのご訪問から2週連続となり、天皇皇后両陛下の被災地にお寄せになるお気持ちが強く表れたものとなった。

※ 天皇皇后両陛下

平成31年4月30日に退位され、現在は上皇上皇后陛下。本文ではご訪問時の天皇皇后両陛下と表記

(1) 被災地のご視察

天皇皇后両陛下は、自衛隊のヘリコプターで呉市二河野球場に到着され、湯崎広島県知事から被災状況の説明を受けられた後、マイクロバスにご乗車になり、呉ポートピアパークまでのご移動の車中から、未だ土砂が撤去されていない被災地沿道の様子等をご覧になるとともに、市長から天応地区の被災状況の説明を受けられた。



呉ポートピアパークに到着された天皇皇后両陛下
(9/21撮影)

(2) 被災者・消防団員等へのご慰問

呉ポートピアパークでは、被災者、災害対応に尽力した消防団員等約80名が集まり、天皇皇后両陛下をお出迎えした。

天皇皇后両陛下は、被災者の災害後の生活の様子を案じられるとともに、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、ボランティア団体等の関係者に災害時の苦労を労うお言葉を、一人ひとりにお声掛けされた。

約20分にわたって被災者等との温かな交流を持たれた天皇皇后両陛下は、「お体を大事にして元気に過ごされるよう願っています。」と最後まで被災者を気遣われ、会場を後にされた。

天皇皇后両陛下は、多くの人々に見送られながら、呉ポートピアパークからマイクロバスで再度、呉市二河野球場までお戻りになり、自衛隊のヘリコプターに乗り換えられて、松山空港へ向け、お発ちになられた。

発災から2か月余り経ち、慣れない仮設住宅等での不自由な生活を送る被災者の方々の



被災者にお声をお掛けになる天皇皇后両陛下
(9/21撮影)

中には、天皇皇后両陛下の温かなお励ましや慈しみの御心に接し、「頑張る勇気をいただいた。」という人や、涙する人もあった。

天皇皇后両陛下の本市へのご訪問は、新聞・テレビ等のマスコミで大きく報道され、悲しみにくれる被災者の気持ちを慰めるだけでなく、被災以降、暗いニュースに沈みがちであった市民にとって久しぶりにもたらされた明るいニュースとなった。



ヘリコプターに搭乗される天皇皇后両陛下



天皇皇后両陛下をお迎えする市民

平成30年7月豪雨災害による被災地お見舞(愛媛県及び広島県)
皇居御発
(自衛隊ヘリにて松山空港から西予市へご移動)
愛媛県知事より被災状況等ご聴取(野村運動公園管理棟(西予市))
被災状況ご視察[西予市長より被災状況等ご聴取](乙亥会館(西予市))
被災者お見舞・災害対応尽力者お労い(野村運動公園仮設住宅(西予市))
野村運動公園管理棟(時間調整のためお立ち寄り)(西予市)
(自衛隊ヘリにて愛媛県西予市から広島県呉市へご移動)
広島県知事より被災状況等ご聴取(二河野球場(呉市))
車中から天応地区被災状況ご視察[呉市長より被災状況等ご聴取]
被災者お見舞・災害対応尽力者お労い(呉ポートピアパーク(呉市))
(自衛隊ヘリにて広島県呉市から松山空港へご移動)
ご懇談(愛媛県知事)(松山空港(松山市))
皇居御着

出典:宮内庁ホームページより抜粋

